



2

消防用機材



島田燈器工業株式会社

消火器

粉末消火器 A(普通)・B(油)・C(電気) 火災用
ヤマトプロテック(株)

粉末(ABC)消火器の消火薬剤は、リン酸二水素アンモニウムを主成分とした超微粒子です。物体が燃えるための連鎖反応を遮断する(抑制効果)(負触媒効果)によって消火します。

No. 2011004	小型船舶用粉末消火器	SSA-4S
No. 2011010	持ち運び式粉末消火器	SA-10R
No. 2011017	持ち運び式粉末消火器	SA-17NR
No. 2011020	持ち運び式粉末消火器	SA-20NR
No. 2010051	移動式粉末消火器	SA-50S
No. 2011100	固定式粉末消火器	SA-100F
No. 2011101	固定式粉末消火器	SA-100H(ヘリポート用)
No. 2011156	移動式粉末消火器(蓄圧式)	PP-55M



SSA-4S



SA-10R



SA-17NR



SA-20NR



SA-50S



SA-100F

型 式	SSA-4S	SA-10R	SA-17NR	SA-20NR	SA-50S	SA-100F	SA-100H
薬剤重量	1.2kg	3.5kg	5.0kg	6.0kg	23kg	40kg	45kg
総重量	2.87kg	6.46kg	9.08kg	10.1kg	約47.5kg	約115kg	約145kg
全 高	約427mm	約515mm	約520mm	約620mm	約900mm	約1,000mm	約1,140mm
放射距離	約3~6m	約5~7m	約5~7m	約5~8m	約5~8m	約6~12m	約6~12m
放射時間	約10s	約15s	約15s	約16s	約38s	約35s	約40s

粉末消火器 A(普通)・B(油)・C(電気) 火災用
(株)初田製作所

No. 2013205	小型船舶用粉末消火器	CSP-3X
No. 2011118	持ち運び式粉末消火器 (蓄圧式)	SDPC-17X
No. 2011156	移動式粉末消火器 (蓄圧式)	PP-55M
No. 2011200	移動式粉末消火器	SDP-100
No. 2011201	移動式粉末消火器	SDP-100HP(ヘリポート用)

粉末(ABC)消火器の消火薬剤は、リン酸二水素アンモニウムを主成分とした超微粒子です。物体が燃えるための連鎖反応を遮断する(抑制効果)(負触媒効果)によって消火します。



CSP-3X



SDPC-17X



PP-55M



SDP-100

型 式	CSP-3X	SDPC-17X	PP-55M	SDP-100	SDP-100HP
薬剤重量	1.0kg	5.0kg	23kg	40kg	45kg
総重量	2.2kg	8.3kg	42kg	87kg	136kg
全 高	380mm	580mm	900mm	1,220mm	1,150mm
放射距離	3~5m	4~7m	3~8m	6~7m	6~7m
放射時間	12s	14s	42s	30s	105s

消火器

化学的に反応させた泡消火薬剤を放射して消火します。



SF-10P

SF-50

SF-150

SF-150H

化学泡消火器 A(普通)・B(油) 火災用
ヤマトプロテック(株)

- No. 2010010 持ち運び式化学泡消火器 SF-10P
- No. 2010050 移動式化学泡消火器 SF-50
- No. 2010150 固定式化学泡消火器 SF-150
- No. 2010151 固定式化学泡消火器 SF-150H

型 式	SF-10P	SF-50	SF-150	SF-150H
液 容 量	9L	45L	150L	150L
総 重 量	13.9kg	100kg	275kg	302kg
全 高	652mm	1,000mm	1,200mm	1,200mm
放射距離	6~10m	6~11m	7~17m	7~17m
放射時間	70s	110s	240s	240s



SFS-10



136-L

化学泡消火器 A(普通)・B(油) 火災用
(株)初田製作所

- No. 2010510 持ち運び式化学泡消火器 SFS-10
- No. 2010636 固定式化学泡消火器 136-L

型 式	SFS-10	136-L
液 容 量	9.0L	36L
総 重 量	13.7kg	370kg
全 高	630mm	1,630mm
放射距離	7~10m	8~19m
放射時間	68s	70s

二酸化炭素(CO₂)によって細部の火も見逃さず消火するガス系消火器です。
特に電気関係施設や精密機械・機器などに最適です。



SC-11



SC-15



SC-50

二酸化炭素消火器 B(油)・C(電気) 火災用
ヤマトプロテック(株)

- No. 2012011 持ち運び式二酸化炭素消火器 SC-11
- No. 2012015 持ち運び式二酸化炭素消火器 SC-15
- No. 2012050 移動式二酸化炭素消火器 SC-50

型 式	SC-11	SC-15	SC-50
薬剤重量	5.0kg	6.8kg	23kg
総重量	約15.5kg	約21.1kg	約100kg
全 高	約960mm	約980mm	約960mm
放射距離	約3~4m	約5m	約5m
放射時間	約27s	約30s	約40s



SHC-11

二酸化炭素消火器 B(油)・C(電気) 火災用
(株)初田製作所

- No. 2012511 持ち運び式二酸化炭素消火器 SHC-11

型 式	SHC-1
薬剤重量	5.0kg
総重量	15.3kg
全 高	830mm
放射距離	3~4m
放射時間	34s

消火器・消火薬剤



自動拡散型消火器 A(普通)・B(油)・C(電気) 火災用
(株)初田製作所

No. 2015101 自動拡散型粉末消火器 プロマリン DD-150

- 消火剤は万能タイプの粉末消火剤。
- 防火対象物の部屋の天井近くの側壁面へ垂直に固定設置。
- 小さいタイプのDD-80、DD-30もございます。

型 式	DD-150	DD-80	DD-30
薬剤重量	1.5kg	0.8kg	0.3kg
総重量	4.0kg	1.7kg	1.1kg
全 高	475mm	240mm	277mm
全 幅	102mm	94mm	74mm
防護容積	8m ³	4m ³	2m ³
放射時間	6s	4s	2s

持ち運び式泡放射器 A(普通)・B(油) 火災用
(株)初田製作所

No. 2018501 持ち運び式泡放射器 HFN-250S

持ち運び式泡放射器 A(普通)・B(油) 火災用
ヤマトプロテック(株)

No. 2010511 持ち運び式泡放射器 SFU-1B

■仕 様

総 質 量	約90kg
消防用ホース	40A×15m
泡 放 射 量	1.5m ³ /min以上
ノズル放射量	250L/min以上
発 泡 倍 率	12倍以下



消火薬剤

ヤマトプロテック(株)

No. 2016101	泡消火器SF-10P用薬剤
No. 2016102	泡消火器SF-50用薬剤
No. 2016901	泡消火器SF-150用薬剤
No. 2016212	粉末消火器用薬剤 1.2kgパック
No. 2016902	粉末消火器用薬剤 1.5kgパック
No. 2016903	粉末消火器用薬剤 2.0kgパック
No. 2016214	粉末消火器用薬剤 3.0kgパック
No. 2016216	粉末消火器用薬剤 3.5kgパック
No. 2016904	粉末消火器用薬剤 15kgパック
No. 2018002	泡放射器用3%原液

消火薬剤

(株)初田製作所

No. 2016201	泡消火器SFS-10用薬剤
No. 2016202	泡消火器45-L用薬剤
No. 2016951	泡消火器136-L用薬剤
No. 2016211	粉末消火器用薬剤 1.2kgパック
No. 2016217	粉末消火器用薬剤 2.0kgパック
No. 2016213	粉末消火器用薬剤 3.0kgパック
No. 2016215	粉末消火器用薬剤 3.5kgパック
No. 2016113	粉末消火器用薬剤 14kg缶(3.5kg×4)
No. 2018502	泡放射器用3%原液

消火器格納箱

- No. 2000010** 消火器格納箱1本用(FRP製、鋼製、ステンレス製)
No. 2000020 消火器格納箱2本用(FRP製、鋼製、ステンレス製)

10型消火器1本用	605×235×165mm
20型消火器1本用	700×280×210mm
10型消火器2本用	605×460×165mm
20型消火器2本用	700×550×210mm

※その他サイズはお問い合わせ下さい。



1本用



2本用



SFS-10用ブラケット

消火器用ブラケット (株)初田製作所

- No. 2014202** CSP-3X用
No. 2014206 SDPC-17X用
No. 2013201 SFS-10用
No. 2014511 SHC-11用



SA-20NR用ブラケット



SA-17NR用ブラケット

消火器用ブラケット ヤマトプロテック(株)

- No. 2013005** SSA-4S用
No. 2013103 SA-10R用
No. 2013117 SA-17NR用
No. 2013107 SA-20NR用
No. 2013101 SF-10P用

※各種消火器用部品、薬剤詰替、充填等はお問い合わせ下さい。

消防員装具

自蔵式空気呼吸具

(株)重松製作所

No. 2030011 自蔵式空気呼吸具 KS-8C(消防用)

No. 2031011 KS-8C用予備ボンベ

No. 2031012 KS-8C用調整器 K2-REG

No. 2031010 KS-8C/KS-4E用面体

No. 2030012 自蔵式空気呼吸具 KS-4E(避難用)

No. 2031015 KS-4E用予備ボンベ



KS-8C



KS-4E



ELSA 15-B



KS-2E

ポータブル・エアコンプレッサー アエロテクニカ コルトリ社

No. 2030018 MCH6/ET

- 低価格・高出力!
- 軽量設計で移動も容易。
- EEBD・SCBAへの空気充填に最適。
- 専用収納ケース(木箱)付です。
- 和英併記の呼吸具空気充填マニュアル付で、船上での空気充填作業も安心です。
- アダプタ・部品も取り扱っております。



MCH 6/ET

型式	MCH 6/ET
空気充填コネクター	DIN規格(ヨーロッパ標準規格)
空気充填量	約90Liter/分
電源	AC440V/60Hz/3Φ
電流/出力	6.7A/3kw
最大使用圧力	225Bar/3300Psi
サイズ	390L×650W×350H(mm)
重量	39.0kg

自蔵式空気呼吸具

スコット セーフティ社

No. 2031070 自蔵式空気呼吸具 SIGMA2 TYPE2

自蔵式空気呼吸具 PROPAK SIGMA

●MED 英国規格協会 (BSI) 承認。



SIGMA2 TYPE2

型式	KS-8C	KS-4E(避難用)	SIGMA2 TYPE2	PROPAK SIGMA
充填ガス	空気	空気	空気	空気
使用時間	30分以上	20分以上	30分以上	30分以上
全備重量	15.6kg	11.0kg	11.8kg	12.0kg
携行空気量	1,200L	600L	1,200L	1,200L
空気供給法	2段減圧式	2段減圧式	2段減圧式	2段減圧式
容器の材質	CrMo鋼	CrMo鋼	CrMo鋼	CrMo鋼
容器の内容積	8L	4L	6L	6L
容器の充填圧力	14.7MPa	14.7MPa	20.7MPa	20.7MPa

*ボンベの充填も承ります。お問合せください。

非常脱出用呼吸器(EEBD)

スコット セーフティ社

No. 2030015 ELSA 15-B

- NK船級船舶に搭載可能。
- MED 英国規格協会(BSI)承認。

非常脱出用呼吸器(EEBD)

株式会社重松製作所

No. 2030014 KS-2E

- 型式承認番号 第4474号。

型式	ELSA 15-B	KS-2E
使用時間	10分以上	
シリンダー容量	3リッター	2.3リッター
標準空気充填圧力	200BAR	19.6MPa
本体重量	約6.0kg	約5.3kg



消防員装具格納箱

No. 2040011 消防員装具格納箱(鋼製)

奥行500×幅700×高さ500mm



TK-III (HK)



VIKING(SOLAS)



VIKING(MED)

耐熱服

高階救命器具(株)

No. 2040022 耐熱服 TK-III (HK)

- 型式承認 第2216号。
- 呼吸具は内装式です。

耐熱服

VIKING社

No. 2040027 耐熱服 (SOLAS)

No. 2040028 耐熱服 (MED)

耐熱服格納箱

No. 2040010 耐熱服格納箱(鋼製)

No. 2040015 耐熱服格納箱(木製)



ILL-01



2224

安全灯

(株)一進研究所

No. 2040031 安全灯 ILL-01(HK) 単一×3個

安全灯

(株)北澤電機製作所

No. 2040037 安全灯 KXPL-79(HK) 単一×6個

防爆灯

BRIGHT STAR 社

No. 2040034 防爆灯 2224 単一×3個

防爆灯

(株)北澤電機製作所

No. 2040039 防爆灯 KXPL-72(NK) 単一×6個



SK-27-YL



命綱用D環付ベルト



命綱

島田燈器工業(株)

No. 2040061 命綱 STI-30(HK)

No. 2040063 命綱 STI-40(HK)

No. 2040065 命綱 STI-50(HK)

No. 2040067 命綱 STI-60(HK)



SFA-1

消火おの 大

消火おの 小

消火おの 小用ホルダー

消防おの

島田燈器工業(株)

No. 2040051 船用消防おの SFA-1(HK)

No. 2040052 消火おの 大

No. 2040053 消火おの 小

No. 2040054 消火おの 小用ホルダー

安全帯

サンコー (株)

No. 2040047 タイタン安全帯 SK-27-YL

No. 2040043 命綱用D環付ベルト

可燃性ガス検知器



XP-3110(NK)

可燃性ガス検知器 新コスモス電機(株)

No. 20055330 可燃性ガス検知器 XP-3110(NK)

No. 20055331 可燃性ガス検知器 XP-3160(NK)

- 作業中の安全確保に！
- 残留ガスの確認・ガス漏れ確認に！
- 対象ガス例：メタン イソブタン
LPガス 水素
ガソリン トルエン など

XP-3110 (NK・爆発防止用)

XP-3160 (NK・微量検知用)

仕様

型式	XP-3110	XP-3160
対象ガス	可燃性ガス及び可燃性溶剤の蒸気 ※対象ガスをご指定ください。	可燃性ガス及び可燃性溶剤の蒸気 ※対象ガスをご指定ください。*1
探知対象ガス	メタン、イソブタン、LPガス、水素、ガソリン、トルエン等	メタン、イソブタン、LPガス、水素、ガソリン、トルエン等
採取方式	自動吸引式	自動吸引式
探知原理	接触燃焼式	接触燃焼式
探知範囲	0~100%LEL	0~5000ppmまたは0~10000ppm*2
指示精度*3	フルスケールの±5%	Hレンジ：フルスケールの±5%、Lレンジ：フルスケールの±10%
警報設定値	20%LEL	250ppmまたは500ppm
表示方式	液晶デジタル(バックライトつき) デジタル数値表示：0~100%LEL デジタルバー表示：オートレンジ切り替え 0~10%LEL(Lレンジ) 0~100%LEL(Hレンジ)	液晶デジタル(バックライトつき) デジタル数値表示：0~5000ppmまたは0~10000ppm デジタルバー表示：オートレンジ切り替え 0~500ppmまたは0~1000ppm(Lレンジ) 0~5000ppmまたは0~10000ppm(Hレンジ)
警報方式	ガス警報時：ブザー、赤色ランプ点滅 故障警報時：ブザー、赤色ランプ点滅、液晶表示	ガス警報時：ブザー、赤色ランプ点滅 故障警報時：ブザー、赤色ランプ点滅、液晶表示
防爆構造	Exibd II CT3(本質安全防爆+耐圧防爆)	Exibd II CT3(本質安全防爆+耐圧防爆)
使用温度範囲	-20~50℃(イソブタン仕様以外は0~40℃)	-20~50℃(イソブタン仕様以外は0~40℃)
電源	単三形アルカリ乾電池4本	単三形アルカリ乾電池4本
連続使用時間*4	アルカリ乾電池使用時： 約20時間(メタン仕様の場合約15時間) (無警報時、20℃、バックライトOFF時)	アルカリ乾電池使用時： 約20時間(メタン仕様の場合約15時間) (無警報時、20℃、バックライトOFF時)
外形寸法	W82×H162×D36mm	W82×H162×D36mm
重量	約450g(電池除く)	約450g(電池除く)
標準付属品	レザークース、単三形アルカリ乾電池4本、ガス導入管(1m)、ドレンフィルタ、フィルタエレメント、吸引パイプ、吸引パイプ用ゴム	レザークース、単三形アルカリ乾電池4本、ガス導入管(1m)、ドレンフィルタ、フィルタエレメント、吸引パイプ、吸引パイプ用ゴム
オプション	ガス導入管、ミキサ、ログデータ収集セット(CD-ROMソフトウェア+USBケーブル)、ACアダプタ*5	ガス導入管、ミキサ、ログデータ収集セット(CD-ROMソフトウェア+USBケーブル)、ACアダプタ*5

*1 ご指定されたガスによって「XP-3120(熱線型半導体式センサタイプ)をご用意する場合があります。

*2 上記以外の範囲指定についてはご相談ください。

*3 同一測定条件による

*4 環境条件、使用条件、保存期間、電池メーカーなどにより異なる場合があります。

*5 ACアダプタ使用時は防爆構造適用外です。



B-4SH

●船内の安全確保に！



KD-2A
防爆構造：d2G4

KD-3A
防爆構造：d3a・cG4

拡散式：KD-2A・KD-3A



PE-2CC
電源：AC100V

PE-2DC
電源：DC24V

吸引式：PE-2CC・PE-2DC

船舶用可燃性ガス警報器(設置タイプ：爆発防止用)

新コスモス電機(株)

No.20055309 船舶用可燃性ガス警報器 B-4SH(HK)

仕様

型式	B-4SH
検知原理	接触燃焼式
検知対象ガス	LPG、ガソリンその他可燃性ガス(大気中)
検知範囲	0~100%LEL
ガス濃度表示	メータ指示
警報設定値	LELの1/5(任意設定可)
警報精度	警報設定値の±25%
ガス警報表示	ランプ点灯およびブザー音
外部出力	接点出力：1a無電圧(AC120V 1A抵抗負荷)
電源	AC100V±15%、DC24V±15%
消費電力	10VA以下
外形寸法	W110×H200×D78mm



XP-3180

●タンク、配管内等の酸素濃度確認に。



XO-326 II sA(NK)

- タンク等の酸欠場所での作業前測定に。
- 酸素濃度の自動調整機能搭載。

酸素濃度計

新コスモス電機(株)

No.20055320 デジタル酸素濃度計 XP-3180(NK)

No.20055321 デジタル酸素濃度計 XP-3180(HK)

仕様

型式	XP-3180
対象ガス	酸素※対象ガスをご指定ください。
採取方式	自動吸引式
探知原理	隔膜ガルバニ電池式
探知範囲	0~25.0vol%
指示精度*1	±0.3vol%
警報設定値	18.0vol%
表示形式	液晶デジタル(バックライトつき) デジタル数値表示、デジタルバーグラフ表示
警報方式	ガス警報時:ブザー、赤色ランプ点滅 故障警報時:ブザー、赤色ランプ点滅、液晶表示
防爆構造	Exibd II BT3 (本質安全防爆)
使用温度範囲	-10~40℃
電源	単三形アルカリ乾電池4本
連続使用時間*2	アルカリ乾電池使用時:約100時間 (無警報時、20℃、バックライトOFF時)
外形寸法	W82×H162×D36mm
重量	約450g(電池除く)
標準付属品	レザークース、単三形アルカリ乾電池4本、ガス導入管(1m)、ドレンフィルタ、フィルタエレメント、吸引パイプ、吸引パイプ用ゴム
オプション	ガス導入管、ミキサ、ログデータ収集セット(CD-ROMソフトウェア+USBケーブル)、ACアダプタ*3

*1 同一測定条件による。

*2 環境条件、使用条件、保存期間、電池メーカーなどにより異なる場合があります。

*3 ACアダプタ使用時は防爆構造適用外です。



XO-2200

酸素濃度計(投げ込み式・事前測定用)

新コスモス電機(株)

No.20056328 デジタル酸素濃度計 XO-326 II sA (NK・5mケーブル)

No.20056329 デジタル酸素濃度計 XO-326 II sB (NK・1mケーブル)

No.20056330 デジタル酸素濃度計 XO-326 II sC (NK・10mケーブル)

仕様

型式	XO-326 II sA	XO-326 II sB	XO-326 II sC
コード長	5m(本体巻取り式)	1m(カールコード式)	10m(本体巻取り式)
検知対象ガス	酸素		
検知原理	隔膜ガルバニ電池式		
採取方式	拡散式		
指示表示	LCDデジタル3桁		
検知範囲(サービスレンジ)	0~25.0vol% (25.1~40.0vol%)		
指示精度*1	±0.5vol%以内		
警報設定値	1段目:19.5vol%、2段目:18.0vol%		
警報方式	1段目警報:長いブザー断続音、LCD表示点滅、警報ランプ点滅、バイブレーション*1 2段目警報:短いブザー断続音、LCD表示点滅、警報ランプ点滅、バイブレーション*1 エラー調整不能、電池切れ、機器異常断続音、LCD表示、警報ランプ点滅、バイブレーション*1		
応答時間*3	90%応答 20秒以内		
電源	単3形アルカリ乾電池 2本*4		
連続使用時間*5	約15000時間		
防爆構造*6	EXia II CT3 (本質安全防爆構造)		
外形寸法	W66×H170×D29mm	W66×H120×D29mm	W66×H200×D29mm
重量	約340g (レザークース、電池を含む)	約265g (レザークース、電池を含む)	約410g (レザークース、電池を含む)
標準付属品	レザークース、単3形アルカリ乾電池2本、フィルタエレメント		
オプション	センサ延長ケーブル(5m・携帯袋付)		

*1 指定要 ※2 同一測定条件による。

*3 周囲温度は20±2℃の状態とする。

*4 防爆規格の適用により、使用できる電池のメーカー指定がございます。(パナソニック製 LR6)

*5 20℃、無警報、バックライト消灯にて。また環境条件、使用条件、保存期間、電池メーカーなどにより異なる場合があります。

*6 レザークース装着の場合

酸素濃度計(装着タイプ)

新コスモス電機(株)

No. 20056201 コスモス式ガス探知機シリーズ XO-2200

仕様

型式	XO-2200
検知対象ガス	酸素
検知原理	隔膜ガルバニ電池式
ガス採気方式	拡散式
検知範囲(サービスレンジ)	0~25vol% (25~50vol%)
警報設定濃度(標準設定値)	1段目:19.5vol% 2段目:18.0vol%
応答時間*1	20秒以内
表示方式	液晶デジタル(手動バックライト)
警報方式	ブザー鳴動、赤色ランプ点滅、液晶表示、振動(自動復帰)
付属機能	電池残量表示、ピークホールド機能、ピーク値メモリ機能、ガス警報以外の警報機能(センサ異常、電池残量、21%調整不良)
防爆構造	本質安全防爆構造(Exib II BT3)
使用温度湿度範囲	-10℃~40℃、30~90%RH以下(但し、結露なきこと)
電源	単4形アルカリ乾電池 1本
連続使用時間*2	約5000時間/無警報時(ガス濃度表示が20.3vol%以上)、20℃の場合
外形寸法	W65×D22×H64mm(突起物を除く)
重量	約75g(電池含む)
標準付属品	単4形アルカリ乾電池1本、安全ピンアダプタ1個(取付ねじ付)
オプション	レザークース、耐熱レザークース、クリップ付ストラップ、ガス点検治具、ガス校正セット、ヘルメットクリップセット*3、フィルタエレメント

*1 90%応答、周囲温度は20±2℃の状態とする。

*2 環境条件、使用条件、保存期間、電池メーカーなどにより異なる場合があります。

*3 ヘルメットの種類によっては、装着できない場合があります。

複合型ガス検知器

仕様

型式	XP-3118	
対象ガス	可燃性ガス及び可燃性溶剤の蒸気 ※対象ガスをご指示ください。	酸素
採取方式	自動吸引式	
検知原理	接触燃焼式	隔膜ガルバニ電池式
測定範囲	0~100%LEL ^{※1}	0~25.0vol%
指示精度 ^{※2}	フルスケールの±5%	±0.3vol%(JIS T8201準拠)
警報設定値	20%LEL	18.0vol%
表示方式	液晶デジタル(バックライトつき) デジタル数値表示/デジタルバー表示 ^{※3}	
警報方式	ガス警報時: ブザー、赤色ランプ点滅 故障警報時: ブザー、赤色ランプ点滅、液晶表示	
防爆構造	Exibd II CT3(本質安全防爆+耐圧防爆) ^{※4}	
使用温度範囲	0~40℃	
電源	単三形アルカリ乾電池4本	
連続使用時間 ^{※5}	アルカリ乾電池使用時: 約20時間(メタン仕様の場合約15時間) (無警報時、20℃、バックライトOFF時)	
外形寸法	W82×H162×D36mm	
重量	約450g(電池除く)	
標準付属品	レーザーケース、単三形アルカリ乾電池4本、ガス導入管(1m)、ドレンフィルター、フィルタエレメント、吸引パイプ、吸引パイプ用ゴム	
オプション	ガス導入管、ミキサ、ログデータ収集セット(CD-ROMソフトウェア+USBケーブル)、ACアダプタ ^{※6}	

複合型ガス検知器

新コスモス電機(株)

No.20055706 複合型ガス検知器 XP-3118(NK)

●タンク、配管などのガス濃度確認及び安全確認に!

- ※1 可燃性高感度0~5000ppm又は0~10000ppm測定は「XP-3168」をご指定ください。
- ※2 同一測定条件によります。
- ※3 デジタルバー表示は可燃性ガスがメイン表示の場合のみオートレンジ切り替え: 0~10%LEL(レンジ)、0~100%LEL(Hレンジ)。
- ※4 水素・アセチレンは防爆構造適用外です。
- ※5 環境条件、使用条件、保存期間、電池メーカーなどにより異なる場合があります。
- ※6 ACアダプタ使用時は防爆構造適用外です。



XP-3118

マルチ型ガス探知機

新コスモス電機(株)

No.20057002 マルチ型ガス探知機 XA-4000シリーズ

●作業中の安全確保に!

	対応ガス種 型式名	可燃性ガス	酸素	硫化水素	一酸化炭素
4ガス	XA-4400	○	○	○	○
3ガス	XA-4300H	○	○	○	
	XA-4300C	○	○		○
2ガス	XA-4200KS	○	○		
	XA-4200KH	○		○	
	XA-4200KC	○			○
	XA-4300H-n		○	○	
	XA-4300C-n		○		○

※1 IP67とは、粉塵が中に入らない(耐塵形)及び一時的に一定水圧の条件に水没しても内部に浸水することがない(防浸形)構造を意味します。



XA-4400

仕様

型式	XA-4400			
検知対象ガス	可燃性ガス(メタン又はイソブタン) ^{※2}	酸素	硫化水素	一酸化炭素
探知原理	接触燃焼式	ガルバニ電池式	定電位電解式	定電位電解式
採気方式	拡散式			
検知範囲(サービレンジ)	0~100%LEL (101~110%LEL)	0~25.0vol% (25.1~50.0vol%)	0~30.0ppm (30.1~150.0ppm) ^{※3}	0~300ppm (301~2,000ppm) ^{※4}
警報設定値	1段目: 10%LEL 2段目: 30%LEL	1段目: 19.5vol% 2段目: 18.0vol%	^{※5} 1段目: 10.0ppm 2段目: 15.0ppm TWA: 10.0ppm STEL: 15.0ppm	1段目: 50ppm 2段目: 150ppm TWA: 25ppm STEL: 300ppm
使用温湿度範囲	-10℃~40℃、30~85%RH(但し、結露なきこと)			
使用電源	単三形アルカリ乾電池2本 ^{※6}			
表示方式	LCD表示(日本語表示/四分割表示の切り替え可能)			
警報方式	ブザー、赤色ランプ点滅、LCD表示点滅、振動(自動復帰式)			
連続使用時間 ^{※7}	約15時間。但し、検知対象ガスに可燃性ガスがない機種の場合は約60時間(25℃、無警報・バックライト消灯・データロギングOFF時にて)			
防爆構造	本質安全防爆構造(Exiab II BT3)、可燃性ガスセンサ部は耐圧防爆構造+本質安全防爆構造			
保護構造	IP67相当 ^{※8}			
主な機能	<ul style="list-style-type: none"> ・自動バックライト ・ピークホールド(酸素のみ下限ピーク) ・警報テスト ・警報設定値設定変更(ロック解除時) ・自己診断機能(センサ異常、ゼロ調整不良、電池残量) ・自動ゼロ調整(酸素は21%調整) ・電池残量表示、温度、時計表示 ・警報音量設定変更(ロック解除時) ・データロギング(データ収集はオプションのログデータ収集セットが必要) ・TWA/STEL機能 ・警報時のブザーストップ 			
外形寸法	W79×H89×D33mm(突起物除く)			
質量	約230g(電池含む)			
標準付属品	・単三形アルカリ乾電池2本 ・ベルトクリップ ・交換用フィルタエレメント			
オプション	・レーザーケース ・アームベルト ・ネックストラップ ・簡易点検用具 ・硫化水素簡易ガス点検セット ・点検用硫化水素ガス発生キット ・ログデータ収集セット ・ポンプユニットセット ・1mガス導入管セット ・8mガス導入管セット			

※2 どちらかお選びください。

※3 35.0ppmから150.0ppmまでは0.5ppmきざみとなります。

※4 35.0ppmから2000ppmまでは5ppmきざみとなります。

※5 1ppm警報設定対応可(但し15ppm以上はサービレンジとなります)(要指定)

※6 防爆規格の適用より、使用できる電池のメーカー指定がございます。(パナソニック製 LR6)

※7 環境条件、使用条件、保存期間、電池メーカーなどにより異なる場合があります。

※8 新品の状態においてJIS C 9202-2003 保護等級IP67に準拠した弊社の試験を満足する防塵防水構造です。



XP-302M-A-1(NK)



XP-302M-A-2(NK)



GX-8000

マルチ型ガス検知器
新コスモス電機(株)

No.20057003 マルチ型ガス探知機 XP-302M

マルチ型ガス探知機
理研計器(株)

No.20057004 マルチ型ガス探知機 GX-8000

仕様

型式	XP-302M				GX-8000				
検知対象ガス	可燃性ガス(メタン又はイソブタン)	酸素	硫化水素	一酸化炭素	可燃性ガス(HC, CH4, H2)	酸素	硫化水素	一酸化炭素	
検知原理	接触燃焼式	ガルバニ電池式	定電位電解式	定電位電解式	ニューセラミック式 熱伝導式	隔膜ガルバニ電池式	定電位電解式	定電位電解式	
採気方法	自動吸引式				ポンプ吸引式 吸引流量: 0.75L/min以上(オープン流量)				
検知範囲(サービレンジ)	0~100%LEL (-)	0~25.0vol% (25.1~50.0vol%)	0~30.0ppm (30.1~150.0ppm)	0~150ppm (150.1~300ppm)	0~100%LEL (-)	0~100vol% (-)	0~25.0vol% (25.1~40.0vol%)	0~30.0ppm (30.1~100.0ppm)	0~150ppm (151~500ppm)
警報設定値	1段目: 10%LEL 2段目: 30%LEL	1段目: 19.5vol% 2段目: 18.0vol%	1段目: 10.0ppm 2段目: 15.0ppm	1段目: 50ppm 2段目: 100ppm	1段目: 10%LEL 2段目: 50%LEL OVER: 100%LEL	-	1段目: 18.0vol% 2段目: 25.0vol% OVER: 40.0vol%	1段目: 5.0ppm 2段目: 30.0ppm TWA: 10.0ppm STEL: 15.0ppm OVER: 100.0ppm	1段目: 25ppm 2段目: 50ppm TWA: 25ppm STEL: 200ppm OVER: 500ppm
使用温湿度範囲	-10℃~40℃、95%RH以下(但し、結露なきこと)				-20℃~50℃、95%RH以下(但し、結露なきこと)				
使用電源	単3形アルカリ乾電池4本				リチウムイオン電池ユニット(標準)または乾電池ユニット(単3形アルカリ乾電池×3本)(オプション)				
表示方式	LCD表示(通常表示/グラフ表示/和文表示の切り替え可能)				LCD表示(7セグメント+記号+バーメーター)				
警報方式	ブザー(90dB以上)、赤色ランプ点滅、LCD表示点滅				ランプ点滅、ブザー連続変調鳴動(90dB以上)、ガス濃度表示点滅				
連続使用時間	8時間以上(アルカリ乾電池使用時、20℃、警報・バックライト・データロギングOFF時)				リチウムイオン電池ユニット: 約12時間(満充電後、25℃、無警報、無照明時) 単3形アルカリ乾電池3本: 約6時間(25℃、無警報、無照明時)				
主な機能	・自動バックライト ・流量低下検知(圧力センサ) ・電池残量表示、温度、時計表示				・ゼロ調整 ・ピークホールド ・音量調整 ・データロギング ・ブザーストップ ・警報テスト				
寸法	W152×H152×D42(mm)(突起部除く)				約W154×H81×D127mm(突起部は除く)				
重量	約870g(電池含む)				リチウムイオン電池ユニット使用時: 約1.1kg 単3形アルカリ乾電池使用時 1.0kg				
標準セット	①レガケース仕様: 1mガス導入管(ドレンフィルター付き)、吸引パイプ、レガケース ②レガケース仕様: 8mガス導入管、サンプリングフロート、レガケース、収納ケース ③アルミケース仕様: 8mガス導入管、サンプリングフロート、外部警報器(8mケーブル付き)、ACアダプタ、アルミケース ④アルミケース仕様: 吸引リール型8mガス導入管、サンプリングフロート、吸引リール型外部警報器(8mケーブル付き)、ACアダプタ、アルミケース				リチウムイオン電池ユニット、充電用ACアダプタ、ガス採集チューブ、ガス採取棒、肩掛けベルト				
オプション	・ログデータ収集セット(Windows2000/XP 対応) ・フロート用20mガス導入管 ・フロート用30mガス導入管				・アルミトランクケース ・腰ベルトと腰ベルト固定具 ・保護フィルム ・ガス袋セット ・浮子付サンプリングチューブ(8m) ・スパンガス缶				

マルチ型ガス探知機 XP-302M



センサユニット交換方式で メンテナンスの負担を軽減

ビス4本を取り外すだけで簡単にお客さまのお手元でセンサ交換が可能です。それにより、センサの交換やガス検知器の校正を行う手間と時間が省け、作業効率がアップします。ランニングコストも減り、お客さまのメンテナンス負担を軽減します。



大きく目立つ 警報音・警報ランプ

大きくて明るい警報ランプと人の耳に届きやすい周波数を選んだ警報音、どのような作業環境でも警報を確実に作業者に伝えます。

複合型ガス検知器・その他



XP-704Ⅲ

代替フロンガス探知機

新コスモス電機(株)

No.20057050 代替フロンガス探知機 XP-704Ⅲ

●空調、冷蔵設備の冷媒漏れ点検に。

仕様

型 式	XP-704Ⅲ
検知対象ガス	R-22、R-32、R-404A、R-407C、R-600a、R-410A、R-134a、R-290、HFO-1234yf
検 知 原 理	熱線型半導体式
採 取 方 式	自動吸引式
検知可能漏洩量(年間)	R-22: 2.84[g]、R-32: 1.71[g]、R-404A: 3.30[g]、R-407C: 3.12[g]、R-600a: 1.91[g]、R-410A: 2.82[g]、R-134a: 20.09[g]、R-290: 1.45[g]、HFO-1234yf: 3.74[g]
検知可能濃度	5ppm (R-134aのみ30ppm) [感度設定[5]の場合]
応 答 時 間	10秒以内
検 知 表 示	断続音及びアラームランプの点灯
電 源	単3形アルカリ乾電池2本
電池使用時間※	約12時間(単3形アルカリ乾電池) [常温・常湿において]
保 護 等 級	IP22相当
仕様圧力範囲	大気圧(800~1100hPa)
使用温度範囲	0~+40℃ 85%RH以下(但し、結露なきこと)
寸 法	W38×H130×D32mm(突起部を除く)
重 量	約190g(電池、レーザーケース含む)
標準付属品	レーザーケース、ドレンフィルタ、交換用フィルタエレメント、自在型アタッチメント、ダストフィルタ、点検ガス、ハンドストラップ、単3形アルカリ乾電池2本 等
オプション	配管用ガス捕集器、埋設管隙間用ガス捕集器、サンプリングチューブ、なまし銅管、路面用ガス捕集器、伸縮管 等

※ 環境条件、使用条件、保存期間、電池メーカーなどにより異なる場合があります。



XOS-326

酸素・硫化水素濃度計

新コスモス電機(株)

No.20057080 酸素・硫化水素濃度計 XOS-326

●タンク・ピット等の酸欠場所での作業前点検に。



SDM-73

鉄粉濃度計

新コスモス電機(株)

No.20057060 グリース鉄粉濃度計 SDM-72

No.20057070 潤滑油鉄粉濃度チェッカー SDM-73

●エンジン等の摩耗診断に。

仕様

型 式	SDM-72	SDM-73
測 定 原 理	磁気バランス式電磁誘導法	磁気バランス式電磁誘導法
測 定 対 象	グリース中の鉄粉濃度	潤滑油中の鉄粉濃度
測 定 範 囲	0~5.00% (Wt)	0~19999ppm (Wt)
最小分解能	0.001%	1ppm
ゼロ調整	自動調整	
サンプル量	約0.8ml	1.5ml
電 源	単3形アルカリ乾電池4本またはACアダプタ	
電池使用時間※1	アルカリ電池使用の場合約30時間	
使用温度範囲	0~40℃	
寸 法	W84×H190×D40mm	
重 量	約480g(電池含む)	
標準付属品	キャリングケース、グリース採取用ヘラ、グリースサンプルケース(10個)、単3形アルカリ乾電池4本	キャリングケース、2mlシリンジ(5個)、オイル採取ノズル(2個)、シリンジホルダ、単3形アルカリ乾電池4本
オプション	ACアダプタ	

※1 環境条件、使用条件、保存期間、電池メーカーなどにより異なる場合があります。

仕様

型 式	XOS-326	
検知対象ガス	酸素	硫化水素
検 知 原 理	隔膜ガルバニ電池式	定電位電解式
ガス採気方法	拡散式	
検 知 範 囲	0~25.0vol%	0~30.0ppm (サービレンジ50ppmまで)
分 解 能	0.1 vol%	0.5ppm
指示精度※1	±0.5vol%以内	FS±5%以内
警報設定濃度	1段目: 19.5vol% 2段目: 18.0vol%	1段目: 10.0ppm 2段目: 15.0ppm
警 報 方 式	1段目: 長いブザー断続音、アラームランプ点滅 2段目: 短いブザー断続音、アラームランプ点滅	
応 答 時 間※2	20秒以内(90%応答)	30秒以内(90%応答)
濃度表示方式	LCDデジタル3桁(プッシュスイッチによりガス種切替)	
使用温度範囲	-10℃~40℃	
電 源	単3形アルカリ乾電池 2本	
電池使用時間※3	連続50時間以上(無警報時、20℃の場合)	
寸 法	本体: W66×H195×D29mm(突起部を除く) センサ部: φ44×H75mm(突起部を除く) センサ延長ケーブル: 5m	
重 量	約450g(電池除く)	
付 属 品	レーザーケース、ショルダーベルト、単3形アルカリ乾電池2本、フィルタエレメント2枚	
別売オプション	イヤホン(ケース付き)	

※1 同一測定条件下による ※2 周囲温度は20+2℃の状態とする

※3 環境条件、使用条件、保存期間、電池メーカーなどにより異なる場合がある。



マリンブルーホース



ライトブルーホース



縦581×横584×厚さ145mm

消火ホース
格納箱
HOSE BOX

消火ホース格納箱

- No. 2040012 消火ホース格納箱 Kクイッカー
- No. 2040013 Kクイッカー用蝶番
- No. 2040014 Kクイッカー用掛金(キャッチクリップ)
- No. 14064033 ステッカー「消火ホース格納箱」
- No. 14064034 ステッカー「HOSE BOX」

ライトブルーホース 株式会社報商製作所

No. 3011411	町野式金具付	40A 10M
No. 3011416	町野式金具付	40A 15M
No. 3011421	町野式金具付	40A 20M
No. 3011511	町野式金具付	50A 10M
No. 3011516	町野式金具付	50A 15M
No. 3011526	町野式金具付	50A 20M
No. 3011611	町野式金具付	65A 10M
No. 3011616	町野式金具付	65A 15M
No. 3011621	町野式金具付	65A 20M

ライトブルーホース 株式会社報商製作所

No. 3010411	中島式金具付	40A 10M
No. 3010416	中島式金具付	40A 15M
No. 3010421	中島式金具付	40A 20M
No. 3010511	中島式金具付	50A 10M
No. 3010516	中島式金具付	50A 15M
No. 3010521	中島式金具付	50A 20M
No. 3010611	中島式金具付	65A 10M
No. 3010616	中島式金具付	65A 15M
No. 3010621	中島式金具付	65A 20M

※消火ホースのみでのお取り扱いもいたしております。



40A



50A



65A

消火ノズル

No. 3012400	町野式 40A 吐水口付(短)
No. 3012402	町野式 40A 吐水口なし(短)
No. 3012500	町野式 50A 吐水口付(短)
No. 3012502	町野式 50A 吐水口なし(短)
No. 3012650	町野式 65A 吐水口付(極短)
No. 3012652	町野式 65A 吐水口なし(極短)

※長いタイプもございます。



40A



50A



65A

消火ノズル

No. 3012410	中島式 40A 吐水口付
No. 3012412	中島式 40A 吐水口なし
No. 3012510	中島式 50A 吐水口付
No. 3012512	中島式 50A 吐水口なし
No. 3012610	中島式 65A 吐水口付
No. 3012611	中島式 65A 吐水口なし

No. 3012401	吐水口のみ	40
No. 3012501	吐水口のみ	50
No. 3012601	吐水口のみ	65

三段切り換え噴霧ノズル

- No. 3015040 NMP-III (HK) 40A
- No. 3015050 NMP-III (HK) 50A
- No. 3015065 NMP-III (HK) 65A

- No. 3015041 アダプター 町野式 40A
- No. 3015042 アダプター 中島式 40A
- No. 3015051 アダプター 町野式 50A
- No. 3015052 アダプター 中島式 50A
- No. 3015061 アダプター 町野式 65A
- No. 3015062 アダプター 中島式 65A

●SHUT-JET-FOGの三段切換



ノズル



町野式アダプター



中島式アダプター

船舶用アプリケーションノズル 東京サイレン株式会社

- No. 3014120 差込式 40A×1.2M (HK)
- No. 3014123 差込式 40A×1.8M (HK)



船舶用スリーポジションノズル 東京サイレン株式会社

No. 3014100	中島式 40A (HK)
No. 3014101	町野式 40A (HK)
No. 3014110	中島式 65A (HK)
No. 3014111	町野式 65A (HK)

消火ホースカップリング



町野式 カップリング



中島式 カップリング



カップリングスパナ

消火ホースカップリング

No. 3013140	町野式 40A セット
No. 3013142	町野式 40A オンのみ
No. 3013143	町野式 40A メンのみ
No. 3013150	町野式 50A セット
No. 3013152	町野式 50A オンのみ
No. 3013153	町野式 50A メンのみ
No. 3013165	町野式 65A セット
No. 3013167	町野式 65A オンのみ
No. 3013168	町野式 65A メンのみ
No. 3013141	町野式 40A用カップリングパッキン
No. 3013151	町野式 50A用カップリングパッキン
No. 3013166	町野式 65A用カップリングパッキン

消火ホースカップリング

No. 3013240	中島式 40A セット
No. 3013242	中島式 40A 片方のみ
No. 3013250	中島式 50A セット
No. 3013252	中島式 50A 片方のみ
No. 3013265	中島式 65A セット
No. 3013267	中島式 65A 片方のみ
No. 3013241	中島式 40A用カップリングパッキン
No. 3013251	中島式 50A用カップリングパッキン
No. 3013266	中島式 65A用カップリングパッキン
No. 3013199	中島式 カップリングスパナ



ANSI式 カップリング



DIN式 カップリング



異径カップリング 町野×竹の子



異径カップリング 町野×中島

消火ホースカップリング (異径)

No. 3013054	町野式 異径 メン 50A×竹の子 40A
No. 3013006	町野式 異径 メン 65A×竹の子 40A
No. 3013043	町野式 異径 メン 40A×竹の子 32A
No. 3013042	町野式 異径 メン 40A×竹の子 25A
No. 3013007	中島式 異径 65A×竹の子 40A
No. 3013065	町野式 オン×ガス外ネジ 65A

※町野式-中島式異径カップリング 各種サイズ
ございます。



町野式



中島式



ANSI式

国際陸上施設連結具

No. 3015100 国際陸上施設連結具

型式	40A	50A	65A
町野式	○	○	○
中島式	○	○	○
ANSI	○	△	○

★ANSI、DIN金具はお問合せください。



捻込式消火栓

- No. 20021240 捻込式消火栓 町野式 90° 40A
- No. 20021250 捻込式消火栓 町野式 90° 50A
- No. 20021265 捻込式消火栓 町野式 90° 65A

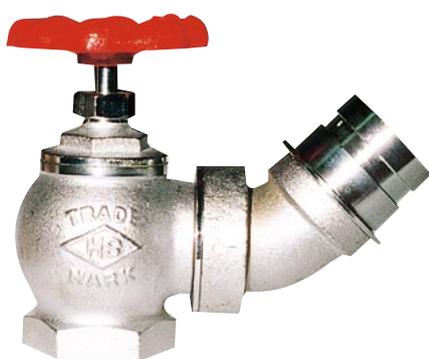
- No. 20022240 捻込式消火栓 中島式 90° 40A
- No. 20022250 捻込式消火栓 中島式 90° 50A
- No. 20022265 捻込式消火栓 中島式 90° 65A
- No. 20032240 捻込式消火栓 中島式 180° 40A
- No. 20032250 捻込式消火栓 中島式 180° 50A
- No. 20032265 捻込式消火栓 中島式 180° 65A



フランジ式消火栓

- No. 20021140 フランジ式消火栓 町野式 90° 40A
- No. 20021150 フランジ式消火栓 町野式 90° 50A
- No. 20021165 フランジ式消火栓 町野式 90° 65A

- No. 20022140 フランジ式消火栓 中島式 90° 40A
- No. 20022150 フランジ式消火栓 中島式 90° 50A
- No. 20022165 フランジ式消火栓 中島式 90° 65A
- No. 20032140 フランジ式消火栓 中島式 180° 40A
- No. 20032150 フランジ式消火栓 中島式 180° 50A
- No. 20032165 フランジ式消火栓 中島式 180° 65A



町野式 45°



町野式 90°

回転式消火栓 町野式

- No. 20032440 回転式消火栓 町野式 45° 40A
- No. 20032450 回転式消火栓 町野式 45° 50A
- No. 20032465 回転式消火栓 町野式 45° 65A
- No. 20032940 回転式消火栓 町野式 90° 40A
- No. 20032950 回転式消火栓 町野式 90° 50A
- No. 20032965 回転式消火栓 町野式 90° 65A



町野式 オンキャップ



町野式 メンキャップ



中島式 キャップ

消火栓キャップ

- No. 20021999 町野式 オンキャップ 40A/50A/65A
- No. 20021899 町野式 メンキャップ 40A/50A/65A
- No. 20022999 中島式 キャップ 40A/50A/65A

防火用具/救助用具

防火用具

No. 2040055 小型船舶用消火布バケツ TK-A

No. 2040056 ブリキ消火バケツ

No. 2040057 防火砂



小型船舶用布バケツ TK-A

救助用具

No. 2071001 RO-RO旅客船のヘリコプター離発着
エリア用消防及び救助用具一式

●構成目

(単品での取り扱いも致しております。)

- 粉末消火器
- 炭酸ガス消火器
- 泡放射装置
- 三段噴霧付消火ホース
- 消防員装具 2式
(耐熱服、呼吸具、安全灯、消火斧、命綱)
- モンキースパナ
- 耐火毛布
- ボルトカッター 600mm
- グラブフック
- 金切鋸 (予備の替刃6枚付)
- 梯子 (脚立)
- 命綱 5φ×15m
- ブライヤー
- ドライバーセット
- ハーネスナイフ (さや付)



ファイヤーブランケット

No.2060004 ファイヤーブランケット

- ブランケット寸法：1800×1200(mm)
- 収納寸法：160W×37D×365H(mm)
- 重量：約1.5kg(ケース含む)

消防設備等の備え付け基準

以下の表は関係法令を要約したものです。詳細については船舶消防設備規則、小型船舶安全規則、漁船特殊規程、小型漁船安全規則をご参照いただくか、小社までお問い合わせ下さいませようお願い致します。

居住区域	公室、洗面所、旅客室、船員室、事務室、理髪室、美容室、薬局、浴室、便所及び調理器具のない配膳室並びにこれらに類似した場所をいう。
公室	ホール、食堂、休憩室、喫茶室、売店及びこれらに類似した場所をいう。
業務区域	調理室、調理器具のある配膳室、貯藏品室、ロッカー室、郵便物室、金庫室、作業室（機関区域に該当するものを除く。）、洗濯室、手荷物室及びこれらに類似した場所並びにこれらの場所に至るトランクをいう。
貨物区域	貨物を積み付ける全ての場所及びこれらの場所に至るトランクをいう。
ロールオン・ロールオフ貨物区域	貨物を通常水平方向に積卸ろしすることができる貨物区域であって、船舶の全長又は全長の相当の部分にわたって区画されることのないものをいう。
ロールオン・ロールオフ貨物区域等	ロールオン・ロールオフ貨物区域以外の貨物区域であって自走用の燃料を有する自動車を積載するもの又はロールオン・ロールオフ貨物区域。
車両区域	自走用の燃料を有する自動車を積載する貨物区域であって、旅客が出入りすることができるものをいう。
車両甲板区域	自走用の燃料を有する自動車を積載する場所
特定機関区域	主機もしくは合計出力375kW以上の補助機関として使用する内燃機関、油だき装置又は燃料油装置のある場所及びこれらの場所に至るトランクをいう。
燃料油装置	油だきボイラ又は内燃機関に供給する燃料油の処理に用いる装置をいう。
機関区域	特定機関区域並びに推進機関、ボイラ、蒸気機関、内燃機関、主要電気設備、冷凍機、減揺装置、送風機又は空気調和機械のある場所、給油場所及びこれらに類似した場所並びにこれらの場所に至るトランクをいう。
制御場所	無線機器、主要な航海用機器もしくは非常動力源のある場所又は火災探知装置もしくは自動スプリンクラ装置の表示盤もしくは消防設備の制御装置が集中配置されている場所をいう。

第1種船		備考
消火ポンプ ※注101	4,000G/T以上 3個 4,000G/T未満 2個	注101) 送水能力、動力源、送水管、消火栓等については別に規定あり。
消火ホース ※注102	消火栓と同数 移動式放水モニターを設置する船舶には、それと同数の消火ホースを備え付ける。	注102) 旅客定員が36人を超えるものは消火栓に常時接続すること。ただし極海域を航行する船舶であって管海官庁が消火ホースの配置を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。また規定により移動式放水モニターを備え付ける船舶には、必要な個数の消火ホースを全ての移動式放水モニターの備付位置に備え付けなければならない。
消火ノズル	消火ホースと同数	
水噴霧放射器	旅客定員37人以上 6個（ロールオン・ロールオフ貨物区域等 3個 特定機関区域 2個・消防員装具備付位置 1個） 旅客定員36人以下 3個（ロールオン・ロールオフ貨物区域等 3個）	
水噴霧ランス	1個以上 ※注103	注103) 暴露甲板上又はその上方にコンテナを積載するように設計された船舶：4個以上 船の幅が三十メートル未満の船舶：2個以上
移動式放水モニター	暴露甲板上又はその上方に五段以上のコンテナを積載するように設計された船舶：4個以上 船の幅が三十メートル未満の船舶：2個以上	
国際陸上施設連結具	500G/T以上 1個	
貨物区域（ロールオン・ロールオフ貨物区域等を除く）における消防設備	遠洋船・近海船 1,000G/以上 固定式鎮火性ガス消火装置又は固定式高膨脹泡消火装置 遠洋船・近海船 1,000G/未満及び沿海船 1,000G/T以上 管海官庁が適当と認める消防設備	
ロールオン・ロールオフ貨物区域等における消防設備 ※注104	・ 持ち運び式泡放射器 1個 ※注105 ・ 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式水系消火装置 ※注106 ※注107 ・ 固定式水系消火器 1個（注106に掲げる区域以外のロールオン・ロールオフ貨物区域等に限定）※注107 ・ 持ち運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 ※注108	注104) 閉鎖された車両区域には、固定式鎮火性ガス消火装置を備え付けてはならない。 注105) ロールオン・ロールオフ貨物区域等が1のみである場合は2個必要。 注106) 閉鎖された車両区域以外の区域であって当該ロールオン・ロールオフ貨物区域等の外部から密閉することができる区域に限る。
油だきボイラ室等における消防設備	・ 油だきボイラ又は燃料油装置のある場所に固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置のいずれか。 ※注109 ・ 油だきボイラ室の内部又は出入口付近の外部の目に付きやすい位置に持ち運び式泡放射器 1個 ・ 135㎖以上の泡消火器（ホース、リール付のもの）又は同等効力を有する消火器 1個 ・ 各たき火場及び燃料油設備の一部がある各場所に、持ち運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のいずれかを2個 ・ 0.1m ³ 以上の砂、ソーダをしみ込ませたおがくすその他管海官庁が適当と認める乾燥物質を入れた容器及び散布用具を各1個。 ※注110 500G/T以上 特定機関区域（容積が500m ³ 以上のものに限定）内の油だきボイラ又は加熱燃料油の清浄器のあるそれぞれの場所に機関室局所消火装置	注107) ただし管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める消防設備を備え付ける場合はこの限りでない。 注108) 車両甲板区域の両舷に20mを超えない間隔及び車両甲板区域の出入口付近の外部に設置。 注109) 機関室と完全に隔離されていない場合は併せて1区画とみなす。 注110) これらの代わりに持ち運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器で代えることができる。

第1種船		備考
<p>内燃機関のある場所における消防設備（主機又は合計出力375kW以上の補助機関として使用するものに限る）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定式鎖火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置 ・ 持運び式泡放射器 1個 ・ 45ℓの移動式の泡消火器 ※注111 ・ 持運び式泡消火器、鎖火性ガス消火器又は粉末消火器 2個以上 ※注112 <p>500G/T以上 特定機関区域（容積が500m³以上のものに限る）内の内燃機関のある場所に機関室所消火装置</p>	<p>注111) 同等効力を有する消火器でも可。設置数は加圧された燃料油又は潤滑油を含む装置及び伝動装置のすべての部分並びに他の火災危険箇所に消火剤を放出するために十分な数とする。</p> <p>注112) 当該場所内のいずれの点からも10m以内の徒歩で到達することができる位置に配置すること。</p>
<p>焼却炉又は油だき加熱機のある場所における消防設備（油だきボイラを除く）</p>	<p>焼却炉の最大処理熱量又は油だき加熱機の最大発熱量が</p> <p>419万kJ/h以上…固定式鎖火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置のうちいずれか。</p> <p>84万kJ/h以上419万kJ/h未満…135ℓ以上の泡消火器 1個</p> <p>42万kJ/h以上84万kJ/h未満…45ℓ以上の移動式泡消火器 1個</p> <p>焼却炉、又は油だき加熱機があるそれぞれの場所に、</p> <p>419万kJ/h以上…管海官庁の指示するところによる</p> <p>42万kJ/h以上419万kJ/h未満…持運び式泡消火器、鎖火性ガス消火器又は粉末消火器 1個</p> <p>21万kJ/h以上42万kJ/h未満…持運び式泡消火器、鎖火性ガス消火器又は粉末消火器 2個</p> <p>21万kJ/h未満…持運び式泡消火器、鎖火性ガス消火器又は粉末消火器 1個</p> <p>500G/T以上 特定機関区域（容積が500m³以上のものに限る）内の焼却炉の火災危険場所に、機関室所消火装置</p>	
<p>蒸気タービン等のある場所における消防設備（蒸気タービン又は密閉型蒸気機関であって主機又は合計出力375kW以上の補助機関として使用するものに限る）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 45ℓの移動式の泡消火器 ※注113 ・ 持運び式泡消火器、鎖火性ガス消火器又は粉末消火器 2個以上 ※注114 ・ 固定式鎖火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置（特定機関区域はこの限りではない） 	<p>注113) 同等効力を有する消火器でも可。設置数は強制潤滑装置のすべての部分及びタービン、機関又は連結している伝動装置の強制潤滑部分を密閉しているケーシングのすべての部分並びに他の火災危険箇所に泡又はこれと同等のものを放出するために十分な数。ただし油だきボイラ又は燃料油装置のある場所についてはこの限りではない。</p>
<p>その他の機関区域（上記以外の）の消防設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業室、内燃機関、強制潤滑装置を有する機械又は油圧機械のある場所、給油場所その他油火災を生じる恐れのある場所（下の項の場所を除く）には、持運び式泡消火器、鎖火性ガス消火器または粉末消火器 1個 ・ 機関制御室、冷凍機械、通風機械（単一のダクトに備え付ける小容量のものを除く）又は空調和機械のある場所その他電気火災を生じる恐れのある場所には、鎖火性ガス消火器または粉末消火器 1個（主配電盤のある場所には2個） ・ 特定機関区域（容積が500m³以上のものに限る）内のイナート・ガス発生装置の火災危険場所に、機関室所消火装置（500G/T以上に限る）及び持運び式泡消火器、鎖火性ガス消火器又は粉末消火器 2個 	<p>注114) 当該場所内のいずれの点からも10m以内の徒歩で到達することができる位置に配置すること。油だきボイラ室に備え付けた持運び式消火器はこの項の持運び式消火器とみなすことができる。</p>
<p>居住区域等における消防設備※注115</p>	<p>居住区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公室及び雑居室 床面積250m²又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器 1個 ※注116 ・ 通路 通路の長さ25m又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器 1個 ※注116 ・ 診療室 液体消火器、泡消火器又は粉末消火器 1個 ※注116 <p>業務区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調理室、貯蔵品室、ロッカー室、郵便物室、金庫室、作業室及び手荷物室 泡消火器、鎖火性ガス消火器又は粉末消火器 1個（フライヤーを有する調理室は2個） ・ 調理器具のある配せん室及び洗濯物乾燥室 液体消火器、泡消火器、鎖火性ガス消火器又は粉末消火器 1個 <p>制御場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 液体消火器、泡消火器、鎖火性ガス消火器又は粉末消火器 1個（床面積50m²以上である操舵室は2個） <p>調理室のレンジからの排気用のダクト</p> <p>固定式の消火装置 ※注117</p> <p>塗料庫</p> <p>炭酸ガス消火装置、粉末消火装置、水噴霧装置又はスプリンクラ装置</p>	<p>注115) 塗料庫、手荷物室その他閉鎖されている場所に自動拡散型の液体消火器又は粉末消火器を備え付ける場合には、管海官庁は、その有効鎖火容積及び配置状況に応じ、さしつかえないと認められる限度内で設置する消火器の数を減じることができる。</p> <p>1000G/T以上は居住区域、業務区域及び制御場所に備え付けられる消火器の合計数は5個以上でなければならない。</p> <p>注116) 粉末消火器の場合はりん酸塩類を消火剤とするものに限る。</p> <p>注117) 旅客定員36人以下の場合は居住区域又は可燃性物質のある場所を通るものに限る。</p>
<p>消防員装具等 ※注116</p>	<p>旅客定員37人以上</p> <p>消防員装具</p> <p>2組+合計長80m又はその端数毎に2組+各主垂直区域毎に2組</p> <p>個人装具</p> <p>次に掲げる数のいずれか大きい数</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 合計長80m又はその端数毎に2組 ② 各主垂直区域毎に1組 <p>旅客定員36人以下</p> <p>消防員装具</p> <p>次に掲げる数のいずれか大きい数</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 2組+合計長80m又はその端数毎に2組 ② 各主垂直区域毎に2組 <p>個人装具</p> <p>次に掲げる数のいずれか大きい数</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 合計長80m又はその端数毎に2組 ② 各主垂直区域毎に1組 <p>上記の規定により消防員装具を備え付ける船舶には、管海官庁が十分と認める数の防燥型の消防員用持ち運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。</p>	<p>注118) 合計長：甲板上の旅客区域及び業務区域の合計長を指し、このような甲板が二層以上ある場合には各甲板のこれらの合計長のうち最大の合計長とする。</p> <p>各主垂直区域：階段囲壁内の主垂直区域及び告示で定める場所を含まない船首部又は船尾部の主垂直区域を除く。</p>

第1種船		備考
自動スプリンクラ装置及び火災探知装置 ※注119	<p>旅客定員37人以上、係留船、限定近海船 火災の危険のない場所を除くすべての居住区域、業務区域及び制御場所並びにこれらの区域の通路、階段及び脱出経路に自動スプリンクラ装置及び煙感応式の位置識別機能付火災探知装置を取り付ける。</p> <p>旅客定員36人以下 火災の危険のない場所を除くすべての居住区域、業務区域及び制御場所並びにこれらの区域の通路、階段及び脱出経路に自動スプリンクラ装置又は煙感応式の位置識別機能付火災探知装置を取り付ける。この場合、水平区域ごとにいずれか一の装置とすること。 自動スプリンクラ装置を取り付ける場合は居住区域内の通路、階段及び脱出経路には煙感応式の位置識別機能付火災探知装置を備え付ける。 位置識別機能付火災探知装置を備え付ける場合は当該位置識別機能付火災探知装置は居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知機を配置するものでなければならない。 主垂直区域であって多層甲板公室を有するものにはその全域について有効な自動スプリンクラ装置及び煙感応式の位置識別機能付火災探知装置を備え付ける。 通常近づくことができない貨物区域及び焼却炉のある閉鎖された場所 位置識別機能付火災探知装置を備え付ける。 機関区域 位置識別機能付火災探知装置を備え付ける。 車両区域の閉鎖された場所 位置識別機能付火災探知装置を備え付ける。</p>	注119) 制御場所については管海官庁が必要であると認められた場合に限る
手動火災警報装置	<p>発信器の設置場所（各甲板上のいずれの点からも20m以内の徒歩で到達できる位置に配置する。 居住区域、業務区域及び制御場所の全域並び出入口。 車両区域内の閉鎖された場所の全域及び出入口。</p>	
船員の招集のための警報装置	船員の招集のため船橋または火災制御場所から操作される警報装置を備え付ける。(船舶救命設備規則第82条の警報装置が旅客区域に対する警報と別に警報することができる場合は不要。	
係留船に対する緩和	管海官庁が適当と認める程度に応じて消火ポンプ、居住区域等の消防設備の一部、消防員装具、自動スプリンクラ装置及び位置識別機能付火災探知装置及び手動火災警報装置の設置の適用を緩和されることがある。	
無人の機関室における火災探知装置等	遠隔制御装置により制御される主機を備えた船員が継続的に配置されない機関室に、位置識別機能付火災探知装置を備え付けなければならない。この場合において、位置識別機能付火災探知装置は、管海官庁が当該機関室の状況を考慮して差し支えないと認める場合を除き、熱探知機のみを配置したものであってはならない。	
予備の消火薬剤	<p>持運び式の消火器又は簡易式の消火器の合計数の区分に応じ、次に掲げる数の消火器を充てんすることができる容量又は質量の予備の消火薬剤を備えなければならない。 合計数が10以下の場合 合計数と同数 合計数が10を超える場合 10に10を超えた数に0.5を乗じて得た数を加えた数（60を超える場合にあっては60とする）</p>	

第2種船	遠洋区域または近海区域	沿海区域又は限定沿海又は平水区域	備考
消火ポンプ ※注201 4,000G/T以上 1,000G/T以上4,000G/T未満 1,000G/T未満	3個 2個 2個	3個 2個 1個 ※注202	注201) 送水能力、動力源、送水管、消火栓等については別に規定あり。 注202) 100G/T未満であって、外面が赤色の消防用手おけ又はバケツを直ちに使用できるように分散して配置する場合は不要。設置する手おけ又はバケツの数は4個（平水は2個）。
消火ホース ※注203	消火栓と同数 移動式放水モニターを設置する船舶には、それと同数の消火ホースを備え付ける。		注203) 旅客定員が36人を超えるものは消火栓に常時接続すること。ただし極海域を航行する船舶であって管海官庁が消火ホースの配置を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。また規定により移動式放水モニターを備え付ける船舶には、必要な個数の消火ホースを全ての移動式放水モニターの備付位置に備え付けなければならない。
消火ノズル	消火ホースと同数		
水噴霧放射器 旅客定員37人以上 旅客定員36人以下	6個 ※注204 3個 ※注205	不要	
水噴霧ランス	1個以上 ※注206	不要	
移動式放水モニター ※注207	暴露甲板上又はその上方に五段以上のコンテナを積載するように設計された船舶：4個以上 船の幅が三十メートル未満の船舶：2個以上		注204) ロールオン・ロールオフ貨物区域等に3個、特定機関区域に2個・消防員装具備付位置に1個 注205) ロールオン・ロールオフ貨物区域等に3個 注206) 暴露甲板上又はその上方にコンテナを積載するように設計された船舶に限る。 注207) 沿海区域または平水区域を航行区域とする100G/T未満の船舶を除く
貨物区域（ロールオン・ロールオフ貨物区域等を除く）における消防設備 1,000G/T以上 1,000G/T未満	固定式鎮火性ガス消火装置又は固定式高膨脹泡消火装置 管海官庁が適当と認める消防設備	不要	注208) 閉鎖された車両区域には、固定式鎮火性ガス消火装置を備え付けてはならない。 注209) ロールオン・ロールオフ貨物区域等が一つのみである場合は2個必要。 注210) 閉鎖された車両区域以外の区域であって当該ロールオン・ロールオフ貨物区域等の外部から密閉することができる区域に限る。 注211) ただし管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める消防設備を備え付ける場合はこの限りでない。 注212) 注210に掲げる区域以外のロールオン・ロールオフ貨物区域等に限る。 注213) 車両甲板区域の両舷に、20mを超えない間隔及び車両甲板区域の出入口付近の外部に設置。
ロールオン・ロールオフ貨物区域等における消防設備 ※注208	<p>・持運び式泡放射器 1個 ※注209 ・固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式水系消火装置 ※注210 ※注211 ・固定式水系消火器 ※注211 ※注212 ・持ち運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 ※注213</p>	<p>・車両区域内の場所に、固定式水系消火装置又は管海官庁が適当と認める固定式の消火装置(閉鎖された場所に限る)。 ・車両甲板区域の両舷に20mを超えない間隔で持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器</p>	

第2種船	遠洋区域または近海区域	沿海区域又は限定沿海又は平水区域	備考
油だきボイラ室等における消防設備	<ul style="list-style-type: none"> 油だきボイラ又は燃料油装置のある場所に固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置のいずれかを備え付ける ※注214 油だきボイラ室の内部又は出入口付近の外部の目に付きやすい位置に持ち運び式泡放射器 1個 135ℓ以上の泡消火器（ホース・リール付のもの）又は同等の効力を有する消火器 1個 各たき火場及び燃料油設備の一部がある場所に持ち運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 2個 各たき火場に、0.1m³以上の砂、ソーダをしみ込ませたおがくすその他管海官庁が適当と認める乾燥物質を入れた容器及び散布用具を各1個。 ※注216 特定機関区域（容積が500m³以上のものに限る）内の油だきボイラ又は加熱燃料油の清浄器のあるそれぞれの場所に、機関室局所消火装置 ※注217 	<ul style="list-style-type: none"> 油だきボイラ又は燃料油装置のある場所 ※注215に固定式鎮火性ガス消火装置、固定式泡消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置のうちいずれか。 ※注214 45ℓの移動式の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器 1個 各たき火場及び燃料油設備の一部がある場所に持ち運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個又は簡易式の消火器 2個 	<p>注214) 機関室と完全に隔離されていない場合は併せて1区画とみなす。</p> <p>注215) 1,000G/T未満は油だきボイラのある場所に限る。</p> <p>注216) これらの代わりに持ち運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器で代えることができる。</p> <p>注217) 500G/T以上に限る。</p> <p>注218) 沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶の場合は、主機又は合計出力750kW以上の補助機関として使用するものに限る</p> <p>注219) 同等効力を有する消火器でも可。設置数は加圧された燃料油又は潤滑油を含む装置及び伝動装置のすべての部分並びに他の火災危険箇所に消火剤を放出するために十分な数とする。</p> <p>注220) 当該場所のいずれの点からも10m以内の徒歩で到達することができる位置に配置すること。</p> <p>注221) 500G/T以上に限る</p> <p>注222) 同等効力を有する消火器でも可。300G/T未満の場合は管海官庁が適当と認める数の持ち運び式又は簡易式の消火器を備え付けることが出来る。</p> <p>注223) 当該場所のいずれの点からも10m以内の徒歩で到達することができる位置に配置すること。持ち運び式消火器1個につき簡易式のもの2個に代えることが出来る。</p> <p>注224) 500G/T以上の遠洋、近海船に限る。</p> <p>注225) 同等効力を有する消火器でも可。設置数は強制潤滑装置のすべての部分及びタービン、期間又は連結している伝動装置の強制潤滑部分を密封しているケーシングのすべての部分並びに他の火災危険箇所に泡又はこれと同等のものを放出するために十分な数。ただし油だきボイラ又は燃料油装置のある場所についてはこの限りではない。</p> <p>注226) 当該場所内のいずれの点からも10m以内の徒歩で到達することができる位置に配置すること。油だきボイラ室に備え付けた持ち運び式消火器はこの頂の持ち運び式消火器とみなすことができる。なお、沿海船又は平水船については持ち運び式のもの1個につき簡易式のもの2個に代えることができる。</p> <p>注227) 塗料庫、手荷物室その他閉鎖されている場所に自動拡散型の液体消火器又は粉末消火器を備え付ける場合には、管海官庁は、その有効鎮火容積及び配置状況に応じ、さしつかえないと認める限度内で設置する消火器の数を減らすことができる。</p> <p>1000G/T以上は居住区域、業務区域及び制御場所に備え付けられる消火器の合計数は5個以上でなければならない。</p> <p>注228) 持ち運び式消火器1個につき簡易式のもの2個に代えることができる。</p> <p>注229) 粉末消火器の場合はりん酸塩類を消火剤とするものに限る。</p> <p>注230) 遠洋・近海船に限る。</p> <p>注231) 係留船以外の場合はダクトが居住区又は可燃性物質のある場所を通るものに限る。</p> <p>注232) 合計長：甲板上の旅客区域及び業務区域の合計長を指し、このような甲板が二層以上ある場合には各甲板のこれらの合計長のうち最大の合計長とする。</p> <p>各種垂直区域：階段囲壁内の主垂直区域及び告示で定める場所を含まない船首部又は船尾部の主垂直区域を除く。</p> <p>注233) 限定近海船の場合は、2組+合計長80m又はその端数毎に2組</p> <p>注234) 限定近海船の場合は①に限る。</p> <p>注235) 100G/T未満のものの場合、おの1個及び命綱1本により構成させる器具</p>
内燃機関のある場所における消防設備（主機又は合計出力375kW以上の補助機関として使用するものに限る） ※注218	<ul style="list-style-type: none"> 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置 持ち運び式泡放射器 1個 45ℓの移動式の泡消火器 ※注219 持ち運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 2個以上 ※注220 特定機関区域（容積が500m³以上のものに限る）内の内燃機関のある場所に機関室局所消火装置 ※注221 	<ul style="list-style-type: none"> 45ℓの移動式の泡消火器 ※注222 持ち運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 2個以上 ※注223 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置（沿海船で車両区域を有する者に限る） 	<p>注222) 同等効力を有する消火器でも可。300G/T未満の場合は管海官庁が適当と認める数の持ち運び式又は簡易式の消火器を備え付けることが出来る。</p> <p>注223) 当該場所のいずれの点からも10m以内の徒歩で到達することができる位置に配置すること。持ち運び式消火器1個につき簡易式のもの2個に代えることが出来る。</p> <p>注224) 500G/T以上の遠洋、近海船に限る。</p> <p>注225) 同等効力を有する消火器でも可。設置数は強制潤滑装置のすべての部分及びタービン、期間又は連結している伝動装置の強制潤滑部分を密封しているケーシングのすべての部分並びに他の火災危険箇所に泡又はこれと同等のものを放出するために十分な数。ただし油だきボイラ又は燃料油装置のある場所についてはこの限りではない。</p> <p>注226) 当該場所内のいずれの点からも10m以内の徒歩で到達することができる位置に配置すること。油だきボイラ室に備え付けた持ち運び式消火器はこの頂の持ち運び式消火器とみなすことができる。なお、沿海船又は平水船については持ち運び式のもの1個につき簡易式のもの2個に代えることができる。</p> <p>注227) 塗料庫、手荷物室その他閉鎖されている場所に自動拡散型の液体消火器又は粉末消火器を備え付ける場合には、管海官庁は、その有効鎮火容積及び配置状況に応じ、さしつかえないと認める限度内で設置する消火器の数を減らすことができる。</p> <p>1000G/T以上は居住区域、業務区域及び制御場所に備え付けられる消火器の合計数は5個以上でなければならない。</p> <p>注228) 持ち運び式消火器1個につき簡易式のもの2個に代えることができる。</p> <p>注229) 粉末消火器の場合はりん酸塩類を消火剤とするものに限る。</p> <p>注230) 遠洋・近海船に限る。</p> <p>注231) 係留船以外の場合はダクトが居住区又は可燃性物質のある場所を通るものに限る。</p> <p>注232) 合計長：甲板上の旅客区域及び業務区域の合計長を指し、このような甲板が二層以上ある場合には各甲板のこれらの合計長のうち最大の合計長とする。</p> <p>各種垂直区域：階段囲壁内の主垂直区域及び告示で定める場所を含まない船首部又は船尾部の主垂直区域を除く。</p> <p>注233) 限定近海船の場合は、2組+合計長80m又はその端数毎に2組</p> <p>注234) 限定近海船の場合は①に限る。</p> <p>注235) 100G/T未満のものの場合、おの1個及び命綱1本により構成させる器具</p>
焼却炉又は油だき加熱機のある場所における消防設備（油だきボイラを除く）	<ul style="list-style-type: none"> 焼却炉の最大処理熱量又は油だき加熱機の最大発熱量が419万kJ/h以上…固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置のうちいずれか 84万kJ/h以上419万kJ/h未満…135ℓ以上の泡消火器 1個 42万kJ/h以上84万kJ/h未満…45ℓ以上の移動式泡消火器 1個 焼却炉、又は油だき加熱機があるそれぞれの場所に419万kJ/h以上…管海官庁の指示するところによる 42万kJ/h以上419万kJ/h未満…持ち運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個 21万kJ/h以上42万kJ/h未満…持ち運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 2個 21万kJ/h未満…持ち運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個 特定機関区域（容積が500m³以上のものに限る）内の焼却炉の火災危険箇所に、機関室局所消火装置 ※注224 		<p>注222) 同等効力を有する消火器でも可。設置数は強制潤滑装置のすべての部分及びタービン、期間又は連結している伝動装置の強制潤滑部分を密封しているケーシングのすべての部分並びに他の火災危険箇所に泡又はこれと同等のものを放出するために十分な数。ただし油だきボイラ又は燃料油装置のある場所についてはこの限りではない。</p> <p>注226) 当該場所内のいずれの点からも10m以内の徒歩で到達することができる位置に配置すること。油だきボイラ室に備え付けた持ち運び式消火器はこの頂の持ち運び式消火器とみなすことができる。なお、沿海船又は平水船については持ち運び式のもの1個につき簡易式のもの2個に代えることができる。</p> <p>注227) 塗料庫、手荷物室その他閉鎖されている場所に自動拡散型の液体消火器又は粉末消火器を備え付ける場合には、管海官庁は、その有効鎮火容積及び配置状況に応じ、さしつかえないと認める限度内で設置する消火器の数を減らすことができる。</p> <p>1000G/T以上は居住区域、業務区域及び制御場所に備え付けられる消火器の合計数は5個以上でなければならない。</p> <p>注228) 持ち運び式消火器1個につき簡易式のもの2個に代えることができる。</p> <p>注229) 粉末消火器の場合はりん酸塩類を消火剤とするものに限る。</p> <p>注230) 遠洋・近海船に限る。</p> <p>注231) 係留船以外の場合はダクトが居住区又は可燃性物質のある場所を通るものに限る。</p> <p>注232) 合計長：甲板上の旅客区域及び業務区域の合計長を指し、このような甲板が二層以上ある場合には各甲板のこれらの合計長のうち最大の合計長とする。</p> <p>各種垂直区域：階段囲壁内の主垂直区域及び告示で定める場所を含まない船首部又は船尾部の主垂直区域を除く。</p> <p>注233) 限定近海船の場合は、2組+合計長80m又はその端数毎に2組</p> <p>注234) 限定近海船の場合は①に限る。</p> <p>注235) 100G/T未満のものの場合、おの1個及び命綱1本により構成させる器具</p>
蒸気タービン等のある場所における消防設備（蒸気タービン又は密閉型蒸気機関であって主機又は合計出力375kW以上の補助機関として使用するものに限る）	<ul style="list-style-type: none"> 45ℓの移動式の泡消火器 ※注225 持ち運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 2個以上 ※注226 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置（特定機関区域はこの限りではない） 		<p>注222) 同等効力を有する消火器でも可。設置数は強制潤滑装置のすべての部分及びタービン、期間又は連結している伝動装置の強制潤滑部分を密封しているケーシングのすべての部分並びに他の火災危険箇所に泡又はこれと同等のものを放出するために十分な数。ただし油だきボイラ又は燃料油装置のある場所についてはこの限りではない。</p> <p>注226) 当該場所内のいずれの点からも10m以内の徒歩で到達することができる位置に配置すること。油だきボイラ室に備え付けた持ち運び式消火器はこの頂の持ち運び式消火器とみなすことができる。なお、沿海船又は平水船については持ち運び式のもの1個につき簡易式のもの2個に代えることができる。</p> <p>注227) 塗料庫、手荷物室その他閉鎖されている場所に自動拡散型の液体消火器又は粉末消火器を備え付ける場合には、管海官庁は、その有効鎮火容積及び配置状況に応じ、さしつかえないと認める限度内で設置する消火器の数を減らすことができる。</p> <p>1000G/T以上は居住区域、業務区域及び制御場所に備え付けられる消火器の合計数は5個以上でなければならない。</p> <p>注228) 持ち運び式消火器1個につき簡易式のもの2個に代えることができる。</p> <p>注229) 粉末消火器の場合はりん酸塩類を消火剤とするものに限る。</p> <p>注230) 遠洋・近海船に限る。</p> <p>注231) 係留船以外の場合はダクトが居住区又は可燃性物質のある場所を通るものに限る。</p> <p>注232) 合計長：甲板上の旅客区域及び業務区域の合計長を指し、このような甲板が二層以上ある場合には各甲板のこれらの合計長のうち最大の合計長とする。</p> <p>各種垂直区域：階段囲壁内の主垂直区域及び告示で定める場所を含まない船首部又は船尾部の主垂直区域を除く。</p> <p>注233) 限定近海船の場合は、2組+合計長80m又はその端数毎に2組</p> <p>注234) 限定近海船の場合は①に限る。</p> <p>注235) 100G/T未満のものの場合、おの1個及び命綱1本により構成させる器具</p>
その他の機関区域（上記以外の）の消防設備	<ul style="list-style-type: none"> 作業室、内燃機関、強制潤滑装置を有する機械又は油圧機械のある場所、給油場所その他油火災を生じる恐れのある場所（下記の場所を除く）には、持ち運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個 機関制御室、冷凍機械、通風機械（単一のダクトに備え付ける小容量のものを除く）又は空調調和機械のある場所その他電気火災を生じる恐れのある場所には、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個（主配電盤のある場所には2個） 特定機関区域（容積が500m³以上のものに限る）内のイナート・ガス発生装置の火災危険箇所に、機関室局所消火装置（500G/T以上に限る）及び持ち運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 2個 	不要	<p>注222) 同等効力を有する消火器でも可。設置数は強制潤滑装置のすべての部分及びタービン、期間又は連結している伝動装置の強制潤滑部分を密封しているケーシングのすべての部分並びに他の火災危険箇所に泡又はこれと同等のものを放出するために十分な数。ただし油だきボイラ又は燃料油装置のある場所についてはこの限りではない。</p> <p>注226) 当該場所内のいずれの点からも10m以内の徒歩で到達することができる位置に配置すること。油だきボイラ室に備え付けた持ち運び式消火器はこの頂の持ち運び式消火器とみなすことができる。なお、沿海船又は平水船については持ち運び式のもの1個につき簡易式のもの2個に代えることができる。</p> <p>注227) 塗料庫、手荷物室その他閉鎖されている場所に自動拡散型の液体消火器又は粉末消火器を備え付ける場合には、管海官庁は、その有効鎮火容積及び配置状況に応じ、さしつかえないと認める限度内で設置する消火器の数を減らすことができる。</p> <p>1000G/T以上は居住区域、業務区域及び制御場所に備え付けられる消火器の合計数は5個以上でなければならない。</p> <p>注228) 持ち運び式消火器1個につき簡易式のもの2個に代えることができる。</p> <p>注229) 粉末消火器の場合はりん酸塩類を消火剤とするものに限る。</p> <p>注230) 遠洋・近海船に限る。</p> <p>注231) 係留船以外の場合はダクトが居住区又は可燃性物質のある場所を通るものに限る。</p> <p>注232) 合計長：甲板上の旅客区域及び業務区域の合計長を指し、このような甲板が二層以上ある場合には各甲板のこれらの合計長のうち最大の合計長とする。</p> <p>各種垂直区域：階段囲壁内の主垂直区域及び告示で定める場所を含まない船首部又は船尾部の主垂直区域を除く。</p> <p>注233) 限定近海船の場合は、2組+合計長80m又はその端数毎に2組</p> <p>注234) 限定近海船の場合は①に限る。</p> <p>注235) 100G/T未満のものの場合、おの1個及び命綱1本により構成させる器具</p>
居住区域等における消防設備（沿海、平水船で1,000G/T未満を除く） ※注227、228	<ul style="list-style-type: none"> 居住区域 <ul style="list-style-type: none"> 公室及び雑居室 <ul style="list-style-type: none"> 床面積250m²又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器 1個 ※注229 通路 <ul style="list-style-type: none"> 通路の長さ25m又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器 1個 ※注229 診療室 <ul style="list-style-type: none"> 液体消火器、泡消火器又は粉末消火器 1個 ※注229 業務区域 <ul style="list-style-type: none"> 調理室、貯蔵品室、ロッカー室、郵便物室、金庫室、作業室及び手荷物室 <ul style="list-style-type: none"> 泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個（フライヤーを有する調理室は2個） 調理器具のある配せん室及び洗濯物乾燥室 <ul style="list-style-type: none"> 液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個 制御場所 <ul style="list-style-type: none"> 液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個（床面積50m²以上である操だ室は2個） 調理室のレンジからの排気用のダクト <ul style="list-style-type: none"> 固定式の消火装置 ※注230、231 塗料庫 <ul style="list-style-type: none"> 炭酸ガス消火装置、粉末消火装置、水噴霧装置又はスプリンクラ装置 		<p>注222) 同等効力を有する消火器でも可。設置数は強制潤滑装置のすべての部分及びタービン、期間又は連結している伝動装置の強制潤滑部分を密封しているケーシングのすべての部分並びに他の火災危険箇所に泡又はこれと同等のものを放出するために十分な数。ただし油だきボイラ又は燃料油装置のある場所についてはこの限りではない。</p> <p>注226) 当該場所内のいずれの点からも10m以内の徒歩で到達することができる位置に配置すること。油だきボイラ室に備え付けた持ち運び式消火器はこの頂の持ち運び式消火器とみなすことができる。なお、沿海船又は平水船については持ち運び式のもの1個につき簡易式のもの2個に代えることができる。</p> <p>注227) 塗料庫、手荷物室その他閉鎖されている場所に自動拡散型の液体消火器又は粉末消火器を備え付ける場合には、管海官庁は、その有効鎮火容積及び配置状況に応じ、さしつかえないと認める限度内で設置する消火器の数を減らすことができる。</p> <p>1000G/T以上は居住区域、業務区域及び制御場所に備え付けられる消火器の合計数は5個以上でなければならない。</p> <p>注228) 持ち運び式消火器1個につき簡易式のもの2個に代えることができる。</p> <p>注229) 粉末消火器の場合はりん酸塩類を消火剤とするものに限る。</p> <p>注230) 遠洋・近海船に限る。</p> <p>注231) 係留船以外の場合はダクトが居住区又は可燃性物質のある場所を通るものに限る。</p> <p>注232) 合計長：甲板上の旅客区域及び業務区域の合計長を指し、このような甲板が二層以上ある場合には各甲板のこれらの合計長のうち最大の合計長とする。</p> <p>各種垂直区域：階段囲壁内の主垂直区域及び告示で定める場所を含まない船首部又は船尾部の主垂直区域を除く。</p> <p>注233) 限定近海船の場合は、2組+合計長80m又はその端数毎に2組</p> <p>注234) 限定近海船の場合は①に限る。</p> <p>注235) 100G/T未満のものの場合、おの1個及び命綱1本により構成させる器具</p>
沿海、平水船で1,000G/T未満（係留船は除く） ※注228	<ul style="list-style-type: none"> 居住区域、業務区域のいずれの部分にも距離15m以内かつ甲板ごとに2個以上となるように持ち運び式の液体消火器、泡消火器又は粉末消火器を配置する。 ※注229 塗料庫 <ul style="list-style-type: none"> 出入口付近の外部に、持ち運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか1つ 		<p>注222) 同等効力を有する消火器でも可。設置数は強制潤滑装置のすべての部分及びタービン、期間又は連結している伝動装置の強制潤滑部分を密封しているケーシングのすべての部分並びに他の火災危険箇所に泡又はこれと同等のものを放出するために十分な数。ただし油だきボイラ又は燃料油装置のある場所についてはこの限りではない。</p> <p>注226) 当該場所内のいずれの点からも10m以内の徒歩で到達することができる位置に配置すること。油だきボイラ室に備え付けた持ち運び式消火器はこの頂の持ち運び式消火器とみなすことができる。なお、沿海船又は平水船については持ち運び式のもの1個につき簡易式のもの2個に代えることができる。</p> <p>注227) 塗料庫、手荷物室その他閉鎖されている場所に自動拡散型の液体消火器又は粉末消火器を備え付ける場合には、管海官庁は、その有効鎮火容積及び配置状況に応じ、さしつかえないと認める限度内で設置する消火器の数を減らすことができる。</p> <p>1000G/T以上は居住区域、業務区域及び制御場所に備え付けられる消火器の合計数は5個以上でなければならない。</p> <p>注228) 持ち運び式消火器1個につき簡易式のもの2個に代えることができる。</p> <p>注229) 粉末消火器の場合はりん酸塩類を消火剤とするものに限る。</p> <p>注230) 遠洋・近海船に限る。</p> <p>注231) 係留船以外の場合はダクトが居住区又は可燃性物質のある場所を通るものに限る。</p> <p>注232) 合計長：甲板上の旅客区域及び業務区域の合計長を指し、このような甲板が二層以上ある場合には各甲板のこれらの合計長のうち最大の合計長とする。</p> <p>各種垂直区域：階段囲壁内の主垂直区域及び告示で定める場所を含まない船首部又は船尾部の主垂直区域を除く。</p> <p>注233) 限定近海船の場合は、2組+合計長80m又はその端数毎に2組</p> <p>注234) 限定近海船の場合は①に限る。</p> <p>注235) 100G/T未満のものの場合、おの1個及び命綱1本により構成させる器具</p>
消防員器具等 ※注232	<ul style="list-style-type: none"> 消防員器具 ※注233 2組+合計長80m又はその端数毎に2組+各主垂直区域毎に2組 個人器具 ※注234 次に掲げる数のいずれか大きい数 <ul style="list-style-type: none"> ① 合計長80m又はその端数毎に2組 ② 各主垂直区域毎に1組 <p>上記の規定により消防員器具を備え付ける船舶には、管海官庁が十分と認める数の防煙型の消防員用持ち運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 車両区域を有するもの 消防員器具 ※注235 2組 1,000G/T以上の沿海船で車両区域を有しないもの 消防員器具 1組 <p>上記の規定により消防員器具を備え付ける船舶には、管海官庁が十分と認める数の防煙型の消防員用持ち運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない</p>	<p>注222) 同等効力を有する消火器でも可。設置数は強制潤滑装置のすべての部分及びタービン、期間又は連結している伝動装置の強制潤滑部分を密封しているケーシングのすべての部分並びに他の火災危険箇所に泡又はこれと同等のものを放出するために十分な数。ただし油だきボイラ又は燃料油装置のある場所についてはこの限りではない。</p> <p>注226) 当該場所内のいずれの点からも10m以内の徒歩で到達することができる位置に配置すること。油だきボイラ室に備え付けた持ち運び式消火器はこの頂の持ち運び式消火器とみなすことができる。なお、沿海船又は平水船については持ち運び式のもの1個につき簡易式のもの2個に代えることができる。</p> <p>注227) 塗料庫、手荷物室その他閉鎖されている場所に自動拡散型の液体消火器又は粉末消火器を備え付ける場合には、管海官庁は、その有効鎮火容積及び配置状況に応じ、さしつかえないと認める限度内で設置する消火器の数を減らすことができる。</p> <p>1000G/T以上は居住区域、業務区域及び制御場所に備え付けられる消火器の合計数は5個以上でなければならない。</p> <p>注228) 持ち運び式消火器1個につき簡易式のもの2個に代えることができる。</p> <p>注229) 粉末消火器の場合はりん酸塩類を消火剤とするものに限る。</p> <p>注230) 遠洋・近海船に限る。</p> <p>注231) 係留船以外の場合はダクトが居住区又は可燃性物質のある場所を通るものに限る。</p> <p>注232) 合計長：甲板上の旅客区域及び業務区域の合計長を指し、このような甲板が二層以上ある場合には各甲板のこれらの合計長のうち最大の合計長とする。</p> <p>各種垂直区域：階段囲壁内の主垂直区域及び告示で定める場所を含まない船首部又は船尾部の主垂直区域を除く。</p> <p>注233) 限定近海船の場合は、2組+合計長80m又はその端数毎に2組</p> <p>注234) 限定近海船の場合は①に限る。</p> <p>注235) 100G/T未満のものの場合、おの1個及び命綱1本により構成させる器具</p>

第2種船	遠洋区域または近海区域	沿海区域又は限定沿海又は平水区域	備考
自動スプリンクラ装置及び火災探知装置 ※注236	係留船 火災の危険のない場所を除くすべての居住区域、業務区域及び制御場所並びにこれらの区域の通路、階段及び脱出経路に自動スプリンクラ装置及び煙感応式の位置識別機能付火災探知装置を備え付ける。 遠洋船・近海船 火災の危険のない場所を除くすべての居住区域、業務区域及び制御場所並びにこれらの区域の通路、階段及び脱出経路に自動スプリンクラ装置又は煙感応式の位置識別機能付火災探知装置を備え付ける。 自動スプリンクラ装置を備え付ける場合には、居住区域の通路、階段及び脱出経路に、煙探知機を配置した位置識別機能付火災探知装置を備え付けなければならない。 位置識別機能付火災探知装置を備え付ける場合には、当該位置識別機能付火災探知機は、居住区域の通路、階段及び脱出経路に煙探知機を配置したものでなければならない。 多層甲板公室にはその全域について有効な自動スプリンクラ装置及び煙感応式の位置識別機能付火災探知装置を備え付ける。 通常近づくことができない貨物区域及び焼却炉のある閉固された場所には位置識別機能付火災探知装置を備え付けなければならない。 機関区域 ※注237 位置識別機能付火災探知装置を備え付ける。 車両区域の閉固された場所 火災探知装置を備え付ける。 ※注238		注236) 制御場所については管海官庁が必要であると認められた場合に限る 注237) 遠洋船及び近海船が対象。ただし、沿海船、平水船であっても、ロールオン・ロールオフ貨物区域を有し主機の合計出力が750kW以上のものは対象となる。 注238) 平水船以外のものにあつては位置識別機能付火災探知装置に限る。
手動火災警報装置 ※注239	発信器の設置場所（各甲板上のいずれの点からも20m以内の徒歩で到達できる位置に配置する） 居住区域、業務区域及び制御場所の全域並びに出入口 車両区域内の閉固された場所の全域及び出入口 ※注240		注239) 沿海船であつて2,000G/T未満（係留船を除く）及び平水船（係留船を除く）は対象外。
船員の招集のための警報装置 ※注240	船員の招集のため船橋または火災制御場所から操作される警報装置を備え付ける。（船舶救命設備規則第82条の警報装置が旅客区域に対する警報と別に警報することができる場合は不要。）		注240) 遠洋船及び近海船のみ対象。
係留船に対する緩和	管海官庁が適当と認める程度に応じて、 消火ポンプ、居住区域等の消防設備の一部、消防員装具、自動スプリンクラ装置及び火災探知装置及び手動火災警報装置の設置の適用を緩和されることがある		
無人の機関室における火災探知装置等	遠隔制御装置により制御される主機を備えた船員が継続的に配置されない機関室に、火災探知装置又は当該機関室の容積に対して十分な数の自動拡散型の液体消火器若しくは粉末消火器を備え付けなければならない。 ※注241 この場合において、火災探知装置は、管海官庁が当該機関室の状況を考慮して差し支えないと認める場合を除き、熱探知器のみを配置したものであつてはならない。		注241) 遠洋船・近海船にあつては、位置識別機能付火災探知装置に限る。
予備の消火薬剤	1,000G/T以上 持ち運び式の消火器又は簡易式の消火器の合計数の区分に応じ、次に掲げる数の消火器を充てんすることができる容量又は質量の予備の消火薬剤を備えなければならない。 合計数が10以下の場合 合計数と同数 合計数が10を超える場合 10に10を超えた数に0.5を乗じて得た数を加えた数（60を超える場合にあっては60とする） 100G/T以上1,000G/T未満 規定により備え付ける持ち運び式の消火器又は簡易式の消火器の数に0.25（100G/T未満は0.1）を乗じて得た数を下らない数のこれらの消火器を充てんすることができる容量又は質量を備えなければならない。		

第3種船		備考
消火ポンプ ※注301 1,000G/T以上 1,000G/T未満	2個 2個（そのうち1個は独立の動力により駆動されること）	注301) 送水能力、動力源、送水管、消火栓等については別に規定あり。
消火ホース	・ 機関室又はボイラ室の消火栓1個につき 1個 ・ 船舶の長さ30m又はその端数毎に 1個 ※注302 ・ 1,000G/T以上は予備の消火ホース 1個 ・ 危険物を運送する船舶には、上記のほか3個 ・ 移動式放水モニターを設置する船舶には、それと同数の消火ホースを備え付ける。	注302) 機関室及びボイラ室に備え付けるものを除き、合計3個以上（1,000G/T以上の場合は4個、管海官庁が必要と認める場合はその指定する数）とする。
消火ノズル	消火ホースと同数	
水噴霧放射器 旅客定員36人以下	ロールオン・ロールオフ貨物区域等に3個	
水噴霧ランス	1個以上 ※注303	注303) 暴露甲板上又はその上方にコンテナを積載するように設計された船舶に限る。
移動式放水モニター	暴露甲板上又はその上方に五段以上のコンテナを積載するように設計された船舶：4個以上 船の幅が三十メートル未満の船舶：2個以上	
国際陸上施設連結具	1個	
貨物区域における消防設備	・ 2,000G/T以上であつてタンカー以外のものの貨物区域（ロールオン・ロールオフ貨物区域等を除く） ※注304 固定式鎮火性ガス消火装置又は管海官庁が適当と認める消防設備 ・ 2,000G/T以上であつて引火性の高圧ガスを輸送するタンカー及び油タンカー以外のタンカーの貨物タンク区域 固定式甲板泡装置 ・ 油タンカーの貨物タンク区域 固定式甲板泡装置 ・ 載貨重量トン8,000トン以上の油タンカーの貨物タンク 固定式イナート・ガス装置 ※注305、306 ・ 油タンカーで原油洗浄方式を用いるものの貨物タンク 固定式イナート・ガス装置 ※注306 ・ 油タンカーの貨物区域には、固定式鎮火性ガス消火装置及び蒸気を用いる固定式の消火装置を備えてはならない。	注304) 鋼製ハッチカバー及び船倉に通じる全ての通風筒その他の開口に有効な閉鎖装置を備えているか、もしくは鉛石、石炭、穀類又はこれらに類似する貨物をばら積み輸送するための構造を有し、かつ、これらの貨物のみを輸送するものについては不要。 注305) 管海官庁が差し支えないと認める場合は、この限りではない。 注306) 二重船体構造のものには、貨物タンクに隣接する区画（ポンプ室を除く）にイナート・ガスを供給するための装置を備え付ける。

第3種船		備考
ロールオン・ロールオフ貨物区域等における消防設備 <small>※注307</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち運び式泡放射器 1個 <small>※注308</small> ・固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式水系消火装置 <small>※注309 ※注310</small> ・固定式水系消火器 1個 <small>※注310、※注311</small> ・持ち運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 <small>※注312</small> 	注307) 閉鎖された車両区域には、固定式鎮火性ガス消火装置を備え付けてはならない。 注308) ロールオン・ロールオフ貨物区域等が一のみである場合は2個必要。 注309) 閉鎖された車両区域以外の区域であって当該ロールオン・ロールオフ貨物区域等の外部から密閉することができる区域に限る。 注310) ただし管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める消防設備を備え付ける場合はこの限りでない。
油だきボイラ室等における消防設備	<ul style="list-style-type: none"> ・油だきボイラ又は燃料油装置のある場所に固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置のうちいずれかを備え付ける（機関室と完全に隔離されていない場合は併せて1区画とみなす） ・油だきボイラ室の内部又は出入口付近の外部の目に付きやすい位置に持ち運び式泡放射器 1個 ・135ℓ以上の泡消火器（ホース・リール付のもの）又は同等以上の効力を有する消火器 1個 <small>※注313</small> ・各たき火場及び燃料油設備の一部がある各場所に、持ち運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 2個 ・各たき火場に、0.1㎡以上の砂、ソーダをしみ込ませたおがくすその他管海官庁が適当と認める乾燥物質を入れた容器及び散布用具を各1個。 <small>※注314</small> ・特定機関区域（容積が500㎡以上のものに限る）内の油だきボイラ又は加熱燃料油の清浄器のあるそれぞれの場所に機関室局所装置 <small>※注315</small> 	注311) 注309に掲げる区域以外のロールオン・ロールオフ貨物区域等に限る。 注312) 車両甲板区域の両舷に、20mを超えない間隔及び車両甲板区域の出入口付近の外部に設置。 注313) 油だきボイラの出力が175kW未満の場合は45Lの移動式泡消火器又は同等以上の効力を有する消火器でよい。 注314) これらの代わりに持ち運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器で代えることができる。
内燃機関のある場所における消防設備（主機又は合計出力375kW以上の補助機関として使用するものに限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置 ・持運び式泡放射器 1個 ・45ℓの移動式の泡消火器 <small>※注316</small> ・持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 2個以上 <small>※注317</small> ・特定機関区域（容積が500㎡以上のものに限る）内の内燃機関のある場所に、機関室局所消火装置 <small>※注315</small> 	注315) 2,000G/T以上に限る。 注316) 同等効力を有する消火器でも可。設置数は加圧された燃料油又は潤滑油を含む装置及び伝動装置のすべての部分並びに他の火災危険箇所に泡又はこれと同等のものを放出するために十分な数とする。
タンカーのポンプ室における消防設備	2,000G/T以上のタンカー（油タンカーは500G/T以上） 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置のうちいずれか	注317) 当該場所内のいずれの点からも10m以内の徒歩で到達することができる位置に配置すること。
焼却炉又は油だき加熱機のある場所における消防設備（油だきボイラを除く）	焼却炉の最大処理熱量又は油だき加熱機の最大発熱量が 419万kJ/h以上………固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置 又は固定式加圧水噴霧装置のうちいずれか 84万kJ/h以上419万kJ/h未満………135ℓ以上の泡消火器 1個 42万kJ/h以上84万kJ/h未満………45ℓの移動式泡消火器 1個 焼却炉又は油だき加熱機があるそれぞれの場所に 419万kJ/h以上………管海官庁の指示するところによる 42万kJ/h以上419万kJ/h未満………持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個 21万kJ/h以上42万kJ/h未満………持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 2個 21万kJ/h未満………持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個 ・特定機関区域（容積が500㎡以上のものに限る）内の焼却炉の火災危険場所に、 <small>※注315</small> 機関室局所消火装置	注318) 同等効力を有する消火器でも可。強制潤滑装置のすべての部分及びタービン機関又は連結している伝動装置の強制潤滑部分を密閉しているケーシングのすべての部分並びに他の火災危険箇所に泡又はこれと同等のものを放出するために十分な数とする。
蒸気タービン等のある場所における消防設備（蒸気タービン又は密閉型蒸気機関であって主機又は合計出力375kW以上の補助機関として使用するものに限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・45ℓの移動式の泡消火器 <small>※注318</small> ・持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 2個 <small>※注319</small> ・固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置（特定機関区域はこの限りではない） 	注319) 当該場所内のいずれの点からも10m以内の徒歩で到達することができる位置に配置すること。油だきボイラの各たき火場に消火器を設置する場合はこれらの消火器とみなすことができる。
その他の機関区域（上記以外の）の消防設備	<ul style="list-style-type: none"> ・作業室、内燃機関、強制潤滑装置を有する機械又は油圧機械のある場所、給油場所その他油火災を生じる恐れのある場所（下の項を除く）には、持ち運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個 ・機関制御室、冷凍機械、通風機械（単一のダクトに備え付ける小容量のものを除く）又は空調調和機械のある場所その他電気火災を生じる恐れのある場所には、持ち運び式の鎮火性ガス消火器または粉末消火器 1個（主配電盤のある場所には2個） ・特定機関区域（容積が500㎡以上のものに限る）内のイナート・ガス発生装置の火災危険場所に、機関室局所消火装置（2,000G/T以上に限る）及び持ち運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 2個 	注320) 1,000G/T以上は、居住区域及び業務区域に備え付けられる消火器の合計数は5個以上とする。
居住区域等における消防設備 <small>※注320、321</small>	居住区域 <ul style="list-style-type: none"> ・公室及び雑居室 床面積250㎡又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器 1個 <small>※注322</small> ・通路 通路の長さ25m又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器 1個 <small>※注322</small> ・診療室 液体消火器、泡消火器又は粉末消火器 1個 <small>※注322</small> 業務区域 <ul style="list-style-type: none"> ・調理室、貯蔵品室、ロッカー室、郵便物室、金庫室、作業室及び手荷物室 泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個（フライヤーを有する調理室は2個） ・調理器具のある配せん室及び洗濯物乾燥室 液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個 制御場所 <ul style="list-style-type: none"> ・液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個（床面積50㎡以上である操だ室は2個） 調理室のレンジからの排気用のダクト 固定式の消火装置 <small>※注323</small> 塗料庫 炭酸ガス消火装置、粉末消火装置、水噴霧装置又はスプリンクラ装置	注321) 塗料庫、手荷物室その他閉鎖されている場所に自動拡散型の液体消火器又は粉末消火器を備え付ける場合には、管海官庁は、その有効鎮火容積及び配置状況に応じ、さしつかえないと認められる限度内で設置する消火器の数を減じることができる。 注322) 粉末消火器の場合はりん酸塩類を消火剤とするものに限る。 注323) 旅客店員36人以下の場合は居住区域又は可燃性物質のある場所を通るものに限る。

第3種船		備考
消防員装具等	タンカー 4組 タンカー以外 2組 上記の規定により消防員装具を備え付ける船舶には、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持ち運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない	
自動スプリンクラ装置及び火災探知装置	第一保護方式を採用する船舶 居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知機を配置した火災探知装置を備え付ける。 第二保護方式を採用する船舶 火災の危険のない場所を除き、すべての居住区域及び業務区域並びに居住区域及び業務区域内の通路、階段及び脱出経路に自動スプリンクラ装置を備え付け、かつ、居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知機を配置した火災探知装置を備え付ける。 第三保護方式を採用する船舶 火災の危険のない場所を除き、すべての居住区域及び業務区域並びに居住区域及び業務区域内の通路、階段及び脱出経路に火災探知装置を備え付ける。この場合、居住区域内の通路、階段及び脱出経路には煙探知機を配置する。 ロールオン・ロールオフ貨物区域等及び閉鎖された焼却炉のある場所 火災探知装置を備え付ける。 機関区域 ※注324 位置識別機能付火災探知装置を備え付ける。	注324) ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有し主機の合計出力が750kW以上のものを除く
手動火災警報装置	発信器の設置場所（各甲板上のいずれの点からも20m以内の徒歩で到達できる位置に配置する。） 居住区域、業務区域及び制御場所の全域並びに出入口 車庫区域内の閉鎖された場所の全域及び出入口	
係留船に対する緩和	管海官庁が適当と認める程度に応じて、消火ポンプ及び消防員装具の設置の適用を緩和されることがある。	
可燃性ガス検定器等	可燃性ガス検定器 1個 液体物質（引火点が摂氏六十度を超えるものを除く）を輸送するタンカー、海洋に流出した油を回収するための装置を有する船舶及びオイルフェンスの展張の用に供する船舶には、酸素濃度計を備え付ける。 液体物質（引火点が摂氏六十度を超えるものを除く）を輸送するタンカーは上記に加え、予備の可燃性ガス検定器及び酸素濃度計並びに可燃性ガス検定器及び酸素濃度計の較正のための装置を備え付けなければならない。	
タンカーの貨物タンク等の附属設備	ポンプ室、貨物油管用のダクト及びコファダムに、管海官庁が適当と認める固定式炭化水素ガス検知装置 載貨重量トン数20,000トン以上の油タンカー 機能等について告示で定める要件に適合する固定式炭化水素ガス検知装置を備え付ける。 ※注325 500G/T以上の油タンカー 貨物タンクに隣接する区画（ポンプ室を除く）内の酸素及び可燃性ガスの含有率を測定するための持ち運び式測定器 貨物ポンプ室に、次に掲げる装置であってその機能等について告示で定める要件に適合するものを備えなければならない。 ・炭化水素ガス濃度連続監視装置 ・ビルジ液位監視装置	注325) 管海官庁が当該区域の消防設備を考慮して差し支えないと認める場合にはこの限りではない。
無人の機関室における火災探知装置等	遠隔制御装置により制御される主機を備えた船員が継続的に配置されない機関室に、火災探知装置を備え付けなければならない。この場合において、火災探知装置は、管海官庁が当該機関室の状況を考慮して差し支えないと認める場合を除き、熱探知器のみを配置したものであってはならない。	
予備の消火薬剤	1,000G/T以上 持ち運び式の消火器又は簡易式の消火器の合計数の区分に応じ、次に掲げる数の消火器を充てんすることができる容量又は質量の予備の消火薬剤を備えなければならない。 合計数が10以下の場合 合計数と同数 合計数が10を超える場合 10に10を超えた数に0.5を乗じて得た数を加えた数（60を超える場合にあっては60とする）	

第4種船	遠洋区域・近海区域	限定近海区域・沿海区域・平水区域	備考
消火ポンプ ※注401 1,000G/T以上 300G/T以上1,000G/T未満 300G/T未満	2個 2個(そのうち1個は独力の動力により駆動されること) 不要	1個 1個 不要	注401 送水能力、動力源、送水管、消火栓については別に規定あり。 注402 300G/T以上
消火ホース ※注402	機関室又はボイラ室の消火栓1個につき 1個 船舶の長さ30m又はその端数毎に 1個 ※注403 1,000G/T以上は予備の消火ホース 1個 ※注404 危険物を運送する船舶には、上記のほか3個 移動式放水モニターを設置する船舶には、それと同数の消火ホースを備え付ける。		注403 消火ホースの数は、機関室及びボイラ室に備え付けるものを除き、合計3個（1,000G/T以上の遠洋船、近海船にあっては4個）以上でなければならない。 注404 遠洋船、近海船のみ
消火ノズル ※注402	消火ホースと同数		
水噴霧放射器	ロールオン・ロールオフ貨物区域等 3個 (500G/T以上に限る)	不要	注405 暴露甲板上又はその上方にコンテナを積載するように設計された500G/T以上の船舶に限る。
水噴霧ランス	1個以上 ※注405	不要	
移動式放水モニター	300G/T以上 暴露甲板上又はその上方に五段以上のコンテナを積載するように設計された船舶 4個以上 船の幅が30m未満の船舶 2個以上		注406 鋼製ハッチカバー及び船倉に通じるすべての通風筒その他の開口に有効な閉鎖閉鎖装置を備えているか、もしくは鉱石、石炭、穀類又はこれらに類似する貨物をばら積み輸送するための構造を有し、かつ、これらの貨物のみを輸送するものについては不要。 注407 管海官庁が差し支えないと認める場合は、この限りではない。 注408 二重船体構造のものには、貨物タンクに隣接する区画（ポンプ室を除く）にイナート・ガスを供給するための装置を備え付ける。
貨物区域における消防設備	<ul style="list-style-type: none"> ・2,000G/T以上であってタンカー以外のものの貨物区域(ロールオン・ロールオフ貨物区域等を除く) ※注406 ・固定式鎮火性ガス消火装置又は管海官庁が適当と認める消防設備 ・2,000G/T以上であって引火性の高圧ガスを輸送するタンカー及び油タンカー以外のタンカーの貨物タンク区域 ・固定式甲板泡装置 ・500G/T以上の油タンカーの貨物タンク区域 ・固定式甲板泡装置 ・載貨重量トン数8,000トン以上の油タンカーの貨物タンク ・固定式イナート・ガス装置 ※注407、408 ・油タンカーで原油洗浄方式を用いるものの貨物タンク ・固定式イナート・ガス装置 ※注408 ・油タンカーの貨物区域には、固定式鎮火性ガス消火装置及び蒸気を用いる固定式の消火装置を備え付けてはならない。 		

第4種船		備考
ロールオン・ロールオフ貨物区域等における消防設備 <small>※注409</small>	500G/T以上の遠洋船・近海船（限定近海船は除く） ・ 持運び式泡放射器 1個 <small>※注410</small> ・ 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式水系消火装置 <small>※注411 ※注412</small> ・ 固定式水系消火器 1個 <small>※注412、※注413</small> ・ 持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器（車両甲板区域の両舷に、20mを超えない間隔及び車両甲板区域の出入口付近の外部に設置） 500G/T以上の限定近海船・沿海船・平水船及び500G/T未満の全船 ・ 車両甲板区域（閉囲されない車両甲板区域） 持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器（車両甲板区域の両舷に、20mを超えない間隔で設置） ・ 車両甲板区域（閉囲された車両甲板区域） 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式水系消火装置。ただし管海官庁が適当と認める消火装置を備え付ける場合はこの限りでない。 持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器（車両甲板区域の両舷に、20mを超えない間隔で設置）	注409 閉囲された車両区域には、固定式鎮火性ガス消火装置を備え付けてはならない。 注410 ロールオン・ロールオフ貨物区域等が一のみである場合は2個必要 注411 当該ロールオン・ロールオフ貨物区域等の外部から密閉することができる区域に限る。 注412 ただし管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める消防設備を備え付ける場合はこの限りでない。 注413 注309に掲げる区域以外のロールオン・ロールオフ貨物区域等に限る。
油だきボイラ室等における消防設備	・ 油だきボイラ又は燃料油装置のある場所に、 <small>※注414</small> 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置のいずれかを備え付ける（機関室と完全に隔離されていない場合は併せて1区画とみなす） <small>※注415</small> ・ 持運び式泡放射器 1個 <small>※注416</small> ・ 135ℓ以上の泡消火器（ホース・リール付のもの）又は同等以上の効力を有する消火器 1個 <small>※注416、417</small> 遠洋船・近海船 500G/T以上 各たき火場及び燃料油設備の一部がある各場所に 持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 2個 ・ 各たき火場に、0.1m ² 以上の砂、ソーダをしま込ませたおがくすその他管海官庁が適当と認める乾燥物質を入れた容器及び散布用具を各1個。 <small>※注418</small> 遠洋船・近海船 2,000G/T以上 ・ 特定機関区域（容積が500m ³ 以上のものに限る）内の油だきボイラ又は加熱燃料油の浄浄器のあるそれぞれの場所に、機関室局所消火装置 ・ 各たき火場及び燃料油設備の一部がある場所に 持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個又は簡易式の消火器 2個 限定近海・沿海・平水船 500G/T以上 ・ 各たき火場及び燃料油設備の一部がある場所に持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個又は簡易式の消火器 2個 500G/T未満 ・ 各たき火場及び燃料油設備の一部がある場所に持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個又は簡易式の消火器 2個	注414 1,000G/T未満は油だきボイラのある場所に限る。 注415 500G/T未満は固定式泡消火装置でもよい。 注416 500G/T以上の遠洋船・近海船（限定近海船を除く）以外は不要。 注417 油だきボイラの出力が175kW未満の場合は45ℓの移動式泡消火器又は同等以上の効力を有する消火器でよい。 注418 これらの代わりに持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器で代えることができる。
内燃機関のある場所における消防設備	主機又は合計出力375kW以上の補助機関として使用するもの ・ 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置 <small>※注419</small> ・ 持運び式泡放射器 1個 <small>※注420</small> ・ 45ℓの移動式の泡消火器 <small>※注421</small> ・ 持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 2個以上 <small>※注422</small> 500G/T未満（平水船を除く）で車両甲板を有するもの（合計出力750kW以上の主機として使用するものに限る） ・ 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置 遠洋船・近海船 2,000G/T以上 ・ 特定機関区域（容積が500m ³ 以上のものに限る）内の内燃機関（主推進又は主発電に使用するものに限る）のある場所に、機関室局所消火装置	注419 500G/T以上 注420 遠洋船・近海船（限定近海船を除く）500G/T以上 注421 遠洋船・近海船（限定近海船を除く）500G/T以上及び1,000G/T以上の限定近海船・沿海船・平水船が対象。なお設置する消火器は同等効力を有する消火器でも可。設置数は加圧された燃料油又は潤滑油を含む装置及び伝動装置のすべての部分並びに他の火災危険場所に消火剤を放出するために十分な数とする。
タンカーのポンプ室における消防設備	2,000G/T以上のタンカー（油タンカーは500G/T以上） 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置のいずれか	注422 当該場所内のいずれの点からも10m以内の徒歩で到達することができる位置に配置すること。500G/T以上の限定近海、沿海、平水船及び500G/T未満は持運び式消火器1個につき簡易式のもの2個に代えることができる。
焼却炉又は油だき加熱機のある場所における消防設備（油だきボイラを除く）	焼却炉の最大処理熱量又は油だき加熱機の最大発熱量が 419万kJ/h以上………固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置 又は固定式加圧水噴霧装置のうちいずれか 84万kJ/h以上419万kJ/h未満………135ℓ以上の泡消火器 1個 42万kJ/h以上84万kJ/h未満………45ℓの移動式泡消火器 1個 焼却炉又は油だき加熱機があるそれぞれの場所に 419万kJ/h以上………管海官庁の指示するところによる 42万kJ/h以上419万kJ/h未満………持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個 21万kJ/h以上42万kJ/h未満………持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 2個 21万kJ/h未満………持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個 ・ 特定機関区域（容積が500m ³ 以上のものに限る）内の焼却炉の火災危険場所に、機関室局所消火装置 <small>※注423</small>	注423 2,000G/T以上に限る 注424 同等効力を有する消火器でも可。設置数は加圧された燃料油又は潤滑油を含む装置及び伝動装置のすべての部分並びに他の火災危険箇所に消火剤を放出するために十分な数とする。 注425 当該場所内のいずれの点からも10m以内の徒歩で到達することができる位置に配置すること。油だきボイラ室の各たき火場に消火器を設置する場合はこれらの消火器とみなすことができる。
蒸気タービン等のある場所における消防設備（蒸気タービン又は密閉型蒸気機関であって主機又は合計出力375kW以上の補助機関として使用するものに限る）	45ℓの移動式の泡消火器 <small>※注424</small> 持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 2個以上 <small>※注425</small> 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置 （特定機関区域はこの限りではない）	注425 当該場所内のいずれの点からも10m以内の徒歩で到達することができる位置に配置すること。油だきボイラ室の各たき火場に消火器を設置する場合はこれらの消火器とみなすことができる。
その他の機関区域（上記以外の）の消防設備	遠洋船・近海船 500G/T以上 作業室、内燃機関、強制潤滑装置を有する機械又は油圧機械のある場所、給油場所その他油火災を生じるおそれのある場所（次項の場所をのぞく）には、持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個 機関制御室、冷凍機械、通風機械（単一のダクトに備え付ける小容量のものを除く）又は空調調和機械のある場所 その他電気火災を生じる恐れのある場所には、持運び式鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個（主配電盤のある場所には2個） 遠洋船・近海船 2,000G/T以上 ・ 特定機関区域（容積が500m ³ 以上のものに限る）内のイナート・ガス発生装置の火災危険場所に、機関室局所消火装置及び持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 2個	

第4種船	遠洋区域・近海区域	限定近海区域・沿海区域・平水区域	備考
居住区域等における消防設備 <small>※注426</small>	<p>500G/T以上の遠洋・近海船(限定近海船を除く) <small>※注427</small></p> <p>居住区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公室及び雑居室 ・ 床面積250㎡又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器 1個 <small>※注428</small> ・ 通路 ・ 通路の長さ25m又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器 1個 <small>※注428</small> ・ 診療室 ・ 液体消火器、泡消火器又は粉末消火器 1個 <small>※注428</small> <p>業務区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調理室、貯蔵品室、ロッカー室、郵便物室、金庫室、作業室及び手荷物室 ・ 泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個(フライヤーを有する調理室は2個) ・ 調理器具のある配せん室及び洗濯物乾燥室 ・ 液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個 <p>制御場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個(床面積50㎡以上である操舵室は2個) <p>居住区域及び業務区域に持ち運び消火器を適当に分散して配置 <small>※注429</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 限定近海区域・沿海区域又は平水区域を航行区域とする1,000G/T以上 5個 ・ 500G/T以上1,000G/T未満 4個 ・ 100G/T以上500G/T未満 3個 ・ 50G/T以上100G/T未満 2個 ・ 50G/T未満 1個 <p>塗料庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口付近の外部に持ち運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個 <small>※注430</small> ・ 炭酸ガス消火装置、粉末消火装置、水噴霧装置又はスプリンクラ装置 <small>※注431</small> <p>調理室のレンジからの排気用のダクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定式の消火装置 <small>※注432</small> 	<p>注426 塗料庫、手荷物室その他閉鎖されている場所に自動拡散型の液体消火器又は粉末消火器を備え付ける場合には、管海官庁は、その有効鎮火容積及び配置状況に応じ、さしつかえないと認める限度内で設置する消火器の数を減じることができる。</p> <p>注427 1000G/T以上は居住区域及び業務区域に備え付けられる消火器の合計数は5個以上とする。</p> <p>注428 粉末消火器の場合はりん酸塩類を消火剤とする物に限る。</p> <p>注429 消火器1個につき簡易式の消火器2個に代えることができる。</p> <p>注430 限定近海区域・沿海区域又は平水区域を航行区域とする500G/T以上のみ。</p> <p>注431 遠洋区域・近海区域を航行区域とする500G/T以上のみ。</p> <p>注432 旅客定員36人以下の場合は居住区域又は可燃性物質のある場所を通るものに限る。</p>	
消防員器具等	<p>遠洋区域・近海区域(限定近海を除く)を航行区域とする2,000G/T以上のタンカー 4組</p> <p>遠洋区域・近海区域(限定近海を除く)を航行区域とする500G/T以上2,000G/T未満のタンカー 3組</p> <p>遠洋区域・近海区域(限定近海を除く)を航行するタンカー以外 2組</p> <p>限定近海区域・沿海区域・平水区域を航行区域とする500G/T以上 2組</p> <p>500G/T未満で車両甲板区域を有するもの 2組</p> <p>上記の規定により消防員器具を備え付ける船舶は、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持ち運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。</p>		
自動スプリンクラ装置及び火災探知装置	<p>・ 遠洋船・近海船(限定近海を除く) 500G/T以上</p> <p>第一保護方式を採用する船舶</p> <p>居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知機を配置した火災探知装置を備え付ける。</p> <p>第二保護方式を採用する船舶</p> <p>火災の危険のない場所を除き、すべての居住区域及び業務区域並びに居住区域及び業務区域内の通路、階段及び脱出経路に自動スプリンクラ装置を備え付け、かつ、居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知器を配置した火災探知装置を備え付ける。</p> <p>第三保護方式を採用する船舶</p> <p>火災の危険のない場所を除き、すべての居住区域及び業務区域並びに居住区域及び業務区域内の通路、階段及び脱出経路に火災探知装置を備え付けなければならない。この場合において、居住区域内の通路、階段及び脱出経路には、煙探知器を配置しなければならない。</p> <p>ロールオン・ロールオフ貨物区域等及び焼却炉のある閉鎖された場所</p> <p>火災探知装置を備え付ける</p> <p>・ 限定近海船・沿海船・平水船 500G/T以上</p> <p>閉鎖された車両甲板区域に火災探知装置を備え付ける。</p> <p>・ 500G/T未満</p> <p>閉鎖された車両甲板区域に火災探知装置を備え付ける。</p> <p>機関区域 <small>※注433</small></p> <p>位置識別機能付火災探知装置を備え付ける</p>	<p>注433 ロールオン・ロールオフ貨物区域を有し主機の合計出力が750kW以上のものを除く。</p>	
手動火災警報装置	<p>遠洋船・近海船(限定近海を除く) 500G/T以上</p> <p>発信器の設置場所(各甲板上のいずれの点からも20m以内の徒歩で到達できる位置に配置する)</p> <p>居住区域、業務区域及び制御場所の全域並びに出入り口</p>		
係留船に対する緩和	<p>管海官庁が適当と認める程度に応じて、消火ポンプ及び消防員器具の設備の適用を緩和されることがある。</p>		
可燃性ガス検出器等	<p>可燃性ガス検出器</p> <p>遠洋船・近海船(閉鎖されたロールオン・ロールオフ貨物区域等を有するものに限る) 500G/T以上及び液体貨物(引火点が摂氏六十度を超えるものを除く)を輸送するタンカー、海洋に流出した油を回収するための装置を有する船舶及びオイルフェンスの展張の用に供する船舶 1個</p> <p>燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船 2個</p> <p>液体物質(引火点が摂氏六十度を超えるものを除く)を輸送するタンカー、海洋に流出した油を回収するための装置を有する船舶及びオイルフェンスの展張の用に供する船舶には、酸素濃度計を備え付ける。</p>		
タンカーの貨物タンク等の附属設備	<p>遠洋船・近海船 500G/T以上(油及びばら積み等の固体貨物を交互に運送する油タンカーに限る)</p> <p>ポンプ室、貨物油管用のダクト及びコフアダムに、管海官庁が適当と認める固定式ガス検出装置</p> <p>載貨重量トン数20,000トン以上の油タンカー</p> <p>機能等について告示で定める要件に適合する固定式炭化水素ガス検知装置 <small>※注434</small></p> <p>500G/T以上の油タンカー</p> <p>貨物ポンプ室に、次に掲げる装置であってその機能等について告示で定める要件に適合するものを備えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 炭化水素ガス濃度連続監視装置 ・ ビルジ液位監視装置 	<p>注434) 管海官庁が当該区域の消防設備を考慮して差し支えないと認める場合にはこの限りではない。</p>	
無人の機関室における火災探知装置等	<p>遠隔制御装置により制御される主機を備えた船員が継続的に配置されない機関室に、火災探知装置又は当該機関室の容積に対して十分な数の自動拡散型の液体消火器若しくは粉末消火器を備え付けなければならない。この場合において、火災探知装置は、管海官庁が当該機関室の状況を考慮して差し支えないと認める場合を除き、熱探知器のみを配置したものであってはならない。</p>		
予備の消火薬剤	<p>規定により備え付ける持ち運び式の消火器又は簡易式の消火器の数に0.1を乗じて得た数を下らない数のこれらの消火器を充てんすることができる容量又は質量を備えなければならない。</p>		

小型船舶	遠洋区域又は近海区域	沿海区域	沿岸小型船舶 二時間限定沿海小型船舶	平水区域	備考
小型船舶用液体消火器又は小型船舶用粉末消火器 ※注501、502	4個	3個	2個 ※注503	2個 ※注503	注501) 推進機関を有しない小型船舶及び船外機のみを有する小型船舶にあっては、消火器を1個減減することができる。 注502) 無人の機関室に自動拡散型の液体消火器若しくは粉末消火器又は消火装置を備え付けた場合は、消火器を1個減減することができる。 注503) 赤バケツ等を備え付けるものにあつては、消火器を1個減減することができる。
無人の機関室の消防設備	遠隔操作装置により操作される主機を設置した通常乗組員が近づかない機関室には、当該機関室の容積、機関の配置等を考慮して、十分な数の自動拡散型の液体消火器若しくは粉末消火器又は検査機関が適当と認める消火装置を備え付けなければならない。				
可燃性ガス検定器	海洋に流出した油を回収するための装置を有する船舶及びオイルフェンスの展張の用に供する船舶 1個				

小型船舶 (旅客船)	遠洋区域又は近海区域	沿海区域	沿岸小型船舶 二時間限定沿海小型船舶		平水区域	備考
			5G/T以上	5G/T未満		
小型船舶用液体消火器又は小型船舶用粉末消火器 ※注504	5個	4個	3個	3個 ※注505	2個 ※注505	注504) 無人の機関室に自動拡散型の液体消火器若しくは粉末消火器又は消火装置を備え付けた場合は、消火器を1個減減することができる。 注505) 赤バケツ等(★印の赤バケツは除く)を備え付けるものにあつては、消火器を1個減減することができる。
外面が赤色の消防用バケツ又は手おけ(赤バケツ等)	—	2個	1個	1個 ★	1個 ★	
無人の機関室の消防設備	遠隔操作装置により操作される主機を設置した通常乗組員が近づかない機関室には、当該機関室の容積、機関の配置等を考慮して、十分な数の自動拡散型の液体消火器若しくは粉末消火器又は検査機関が適当と認める消火装置を備え付けなければならない。					
可燃性ガス検定器	海洋に流出した油を回収するための装置を有する船舶及びオイルフェンスの展張の用に供する船舶 1個					
その他	遠洋区域又は近海区域 船内の主な区画いずれにも射水が達することができる消火装置 機関室内を有効に消火することができる鎮火性ガスを消火剤として使用する消火装置					

小型漁船	第1種小型漁船	第2種小型漁船	備考
小型船舶用液体消火器又は小型船舶用粉末消火器 ※注506	機関区域及び居住区域に各1個 ※注507、508	機関区域及び居住区域に各2個	注506) 無人の機関室に自動拡散型の液体消火器若しくは粉末消火器又は消火装置を備え付けた場合は、消火器を1個減減することができる。 注507) 赤バケツ等を備え付けるものにあつては、消火器を1個減減することができる。 注508) 船外機のみを有する第1種小型漁船にあっては、消火器を1個減減することができる。 注509) 機関区域及び居住区域に規定されている数を越えて備え付ける小型船舶用液体消火器又は小型船舶用粉末消火器に充てんされている消火剤は予備の消火剤とみなすことができる。
予備の消火剤	—	消火器2個分 ※注509	
無人の機関室の消防設備	遠隔操作装置により操作される主機を設置した通常乗組員が近づかない機関室には、当該機関室の容積、機関の配置等を考慮して、十分な数の自動拡散型の液体消火器若しくは粉末消火器又は検査機関が適当と認める消火装置を備え付けなければならない。		

非常用脱出呼吸器

	第1種船	第2種船		第3種船	第4種船	
		遠洋区域、近海区域	遠洋区域、近海区域以外 1,600トン以上		遠洋区域、近海区域 (限定近海を除く) 500トン以上	遠洋区域、近海区域以外 1,600トン以上
機関区域 (主機を設置する区域に限る)	機室制御室 1個 作業室 1個 各層における 脱出用はしこの近傍 1個	機室制御室 1個 作業室 1個 各層における 脱出用はしこの近傍 1個	—	機室制御室 1個 作業室 1個 各層における 脱出用はしこの近傍 1個	機室制御室 1個 作業室 1個 各層における 脱出用はしこの近傍 1個	—
機関区域 (主機を設置する区域を除く)	各層における 脱出用はしこの近傍 1個	各層における 脱出用はしこの近傍 1個	各層における 脱出用はしこの近傍 1個	各層における 脱出用はしこの近傍 1個	各層における 脱出用はしこの近傍 1個	各層における 脱出用はしこの近傍 1個
機関区域 (適当な場所)	—	—	2個	—	—	2個
各主垂直区域(機関区域を除く)	4個(定員が36人以下は2個)	—	—	—	—	—
居住区域	—	4個(定員が36人以下は2個)	2個	2個	2個	2個
予備	2個	2個	1個	1個	1個	1個

消防員装具を構成する自蔵式呼吸具用予備ボンベ及び空気再充填装置

	第1種船 ※注510	第2種船 ※注511	外洋航行船 ※注512	それ以外の船舶	備考
空気再充填装置	1	1	—	—	注510) 旅客定員が36人を超えるものに限る 注511) 旅客定員が36人を超え、遠洋区域・近海区域(限定近海を除く)を航行区域とするものに限る 注512) 旅客定員が36人を超える第1種船及び旅客定員が36人を超え遠洋区域・近海区域(限定近海を除く)を航行区域とする第2種船、限定近海貨物船を除く 注513) 空気を再充填できる装置を備える場合は1個 注514) 再充填することができる装置を備えない船舶にあっては、呼吸具が訓練によって使用されることにより、規定する容器の数を下回らないこと。
予備ボンベ	呼吸具ごとに2個	呼吸具ごとに1個	呼吸具ごとに2個 ※注513、514	呼吸具ごとに1個 ※注514	

一般漁船		備考
消火ポンプ ※注601	100G/T以上1,000G/T未満 1個 1,000G/T以上 2個	注601) 送水能力、動力源、送水管、消火栓については別に規定あり 注602) 機関室又はボイラ室とその他の場所に備え付ける消火ホースの数が消火栓の数に満たない場合には、消火ホースの継手及びノズルは、完全な互換性を有しなければならない。 注603) 1,000G/T以上のものは機関室又はボイラ室に備え付けるものを除き合計4本以上。その他に予備のホースを1本。
消火ホース ※注602	100G/T以上 機関室又はボイラ室 消火栓と同数 その他の場所 船舶の長さ30メートル又はその端数ごとに1本 ※注603	
消火ノズル	100G/T以上 消火ホースと同数 移動式放水モニターを設置する船舶には、それと同数の消火ホースを備え付ける。	
水噴霧ランス	1個以上 ※注604	注604) もっとばら漁ろうに従事する船舶及び自ら漁ろうに従事する船舶であって漁獲物の保蔵又は製造の設備を有する船舶を除いた、暴露甲板上又はその上方にコンテナを積載するように設計された1,000G/T以上の漁船に限る。
移動式放水モニター ※注605	暴露甲板上又はその上方に五段以上のコンテナを積載するように設計された船舶：4個以上 船の幅が三十メートル未満の船舶：2個以上	注605) もっとばら漁ろうに従事する船舶及び自ら漁ろうに従事する船舶であって漁獲物の保蔵又は製造の設備を有する船舶を除いた、500G/T以上の漁船に限る
内燃機関のある場所における消防設備（ガスタービンを含み主機又は合計出力375kW以上の補助機関として使用するものに限る） ※注606	100G/T未満 ・ 持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個 ・ 持運び式消火器を機関の出力750kW又はその端数ごとに1本 100G/T以上500G/T未満 ・ 持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 2個 ・ 持運び式消火器を機関の出力750kW又はその端数ごとに1本 500G/T以上 ・ 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置 ・ 持運び式泡放射器 1個 ・ 加圧された燃料油又は潤滑油を含む装置及び伝動装置のすべての部分並びに他の火災危険箇所に泡又はこれと同等のものを放出するために十分な数の容量が45ℓの移動式の泡消火器又はこれと同等の効力を有する消火器 ・ 持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 2個以上 ※注607	注606) 備え付けなければならない持運び式の消火器は、当該消火器1個につき簡易式の消火器2個をもって代えることができる。 注607) 当該場所内のいずれの点からも10メートル以内の徒歩で到達することができる位置に配置すること。 注608) 塗料庫、灯具庫、手荷物室その他閉鎖されている場所に自動拡散型の液体消火器又は粉末消火器を備え付ける場合には、官海官庁は、その有効鎮火容積及び配置状況に応じ、さしつかえないと認める限度まで備え付けなければならない消火器の数を減らすことができる。
居住区域及び業務区域における消防設備 ※注606、608	500G/T未満 ・ 居住区域及び業務区域に適当に分散して 持運び式消火器 3個 500G/T以上1,000G/T未満 ・ 居住区域及び業務区域に適当に分散して 持運び式消火器 4個 ・ 塗料庫の出入口付近の外部 持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか 1個 1,000G/T以上 ・ 居住区域及び業務区域に適当に分散して 持運び式消火器 5個 ・ 塗料庫の出入口付近の外部 持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか 1個 ・ 調理室のレンジからの排気用のダクト 固定式の消火装置	
消防員装具等	1,000G/T以上 2組 上記の規定により消防員装具を備え付ける漁船には、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持ち運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。	
予備の消火剤	規定により備え付ける持運び式の消火器又は簡易式の消火器のうちその2分の1をくぐらないものを充てんすることができる容量又は重量の予備の消火剤を備え付けなければならない。この場合において規定する数をこえて備え付ける消火器に充てんされている消火剤は、予備の消火剤とみなすことができる。	
油だきボイラ室等における消防設備 ※注609	・ 油だきボイラ室の各たき火場及び燃料油設備の一部がある各場所に、持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器若しくは粉末消火器 1個（簡易式のもの2個でも良い） ・ 油だきボイラ又は燃料油装置のある場所に、固定式鎮火性ガス消火装置、固定式泡消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置のうちいずれかのもの 1個 ※注610 500G/T以上 ・ 油だきボイラ室の内部又は出入口付近の外部の目に付きやすい場所に、持運び式泡放射器 1個 ・ 135ℓ以上の泡消火器（ホース・リール付きのもの）又はこれと同等効力以上を有する消火器 1個 ※注611	注609) 機関室と油だきボイラ室とが完全に隔離されていない場合又は燃料油が油だきボイラ室から機関室のビルジに流れ込むことができる場合には、その機関室と油だきボイラ室とをあわせて一区分とみなすものとする。 注610) 500G/T以上の一般漁船にあつては、固定式泡消火装置を除く。 注611) 油だきボイラの出力が175kW未満である場合には、45リットルの移動式の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器でよい。
焼却炉又は油だき加熱機のある場所における消防設備（油だきボイラを除く）	焼却炉又は油だき加熱機のある場所に 焼却炉の最大処理熱量又は油だき加熱機の最大発熱量が 42万kJ/h以上84万kJ/h未満 …… 45ℓの移動式の泡消火器 1個 84万kJ/h以上419万kJ/h未満 …… 135ℓ以上の泡消火器 1個 419万kJ/h以上 …… 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置のうちいずれか 焼却炉又は油だき加熱機があるそれぞれの場所に 焼却炉の最大処理熱量又は油だき加熱機の最大発熱量が 21万kJ/h以上42万kJ/h未満 …… 持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 2個 42万kJ/h以上419万kJ/h未満 …… 持運び式泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器 1個 419万kJ/h以上 …… 管海官庁の指示するところによる 500G/T以上 特定機関区域（容積が500m ³ 以上のものに限る）内の焼却炉の火災危険場所に、機関室局所消火装置	



島田燈器工業株式会社

大阪・東京・札幌



この印刷物は環境にやさしい大豆油インキ及び一部
クリーンエネルギーを使用して生産しております。